

平成22年9月第3回八街市議会定例会会議録（第4号）

.....
1. 開議 平成22年9月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜田 秀雄
3番 林 修三
4番 山口 孝弘
5番 小高 良則
6番 湯浅 祐徳
7番 川上 雄次
8番 中田 眞司
9番 古場 正春
10番 林 政男
11番 横田 義和
12番 鯨井 眞佐子
13番 加藤 弘
14番 古川 宏史
15番 山本 邦男
16番 京増 藤江
17番 右山 正美
18番 小澤 定明
19番 京増 良男
20番 丸山 わき子
21番 新宅 雅子
22番 北村 新司

.....
1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副	市長	高橋 一夫
教	育長	川島 澄男
総	務部長	浅羽 芳明
市	民部長	森田 隆之
経	済環境部長	並木 敏

建設部長	糸久博之
会計管理者	江澤弘次
教育委員会教育次長	越川みね子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	秋山昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石川孝夫
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	蔵村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
副主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主事	武藤佳人

+

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成22年9月9日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は20名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の遅刻の届け出が、山本邦男議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、今日のトップバッターとして、私は教育問題と排水対策、2点質問いたします。

最初に、教育問題の中学校の教科書採択についてです。

来年7月から8月に中学校教科書の採択が予定されています。採択にあたって重視すべきことは、「侵略戦争を肯定・美化する歴史教科書問題を解決し、植民地支配と侵略への反省を教科書に反映させているか」など、歴史の真実が書かれている教科書であるかどうかということなのです。

そのために、来年の中学校の教科書採択について情報を広く市民に提供するとともに、八街市で閲覧や意見を述べる機会を設けるべきと思います。

そこで、次の3点について伺います。

①教科書採択の準備日程はどうなっているか。

②どのような基準で採択するのか。

③親、教師の意見をどう尊重するのか答弁を求めます。

教育問題の2点目に、いじめ対策についてです。

第2次基本計画の「子どもの教育・健全育成の充実」の項目では、「施策が目指す基本的方向」として、学校教育については、豊かな心を持ち、夢を抱き、たくましく生きることを目指すとあります。しかし、実際には、子どもたちの心や体を傷つけ、不登校をも引き起こすいじめが増加しています。

八街市において、平成21年度小中学校でのいじめの発生件数は415件で、前年度と比較すると約1.6倍も増えています。いじめに対して、早期発見・早期解決がされなければ

なりません。子どもたちが安心して通える学校にするために、いじめの発見及び対処について伺います。いじめに対する方針を学校が立て、その方針に従って教職員が行動する必要があると思いますが、そのためのマニュアルはあるのか。

いじめの発見についてですが、教師はどのような方法でいじめの発見に努めているか。

また、いじめられている生徒がSOSを出せる方策をどう講じているか伺います。

次に、いじめの対処についてです。

いじめが発生したら1日から2日以内に校長先生や担任を含む会議を持ち、その場で具体的事実に基づく解決の具体的方針を決め、即刻実施しているか。様子を見るという方針を取っていないか。また、いじめられている子、いじめる子、傍観者にどう対応しているのか伺います。

いじめ問題の2点目に、いじめ被害者の長期的ケアについてです。

小中学校時代にいじめられた人の中には、あまり休まずに通学した人、休みつつ通学した人などさまざまです。しかし、いじめの経験がトラウマになって大人になって影響が出て社会生活が困難になる場合もあります。

義務教育を終えた人たちの相談に乗る体制は、教育委員会だけでは難しいとは思いますが、関連各課で協力して早期に体制をつくるべきと思いますが答弁を求めます。

教育問題の最後に、不登校について伺います。

不登校の児童・生徒の居場所の確保について、日本共産党は一貫して求めてきましたが、各中学校に先生を配置した適応教室を開設して以降、新たな施策がありません。人との交流ができる居場所の充実を求めるがいかかがか。

最後に、排水対策についてです。

二区、元稲荷周辺の冠水対策として、調整池設置を早急に求めるがいかかがか。

また、第一幼稚園わきの道路は、通園・通学などに使われていますが、たびたび冠水しています。どう対応するのか伺います。

以上、明確な答弁、よろしく願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、日本共産党、京増藤江議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項2. 雨水排水対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、ご指摘の箇所は、昨年度、東京都八街学園跡地の財務省用地の一部を買い上げ、水路の拡幅を実施したほか、市道用地内のボックスカルバートの改修等を実施したところであります。しかしながら、集中豪雨時の状況を見ますと、車両通行止めがなくなるまでには改善されていないのが現状でございます。

そこで、今後は調整池の整備を視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

次に②ですが、ご指摘の箇所は道路の片側に側溝が整備されているものの、大雨時には道路の高低差により、側溝の反対側に雨水が集まってしまっているのが現状であります。

そこで、道路の勾配等を考慮し、今年度中に改修する計画となっております。

また、あわせて側溝の清掃も実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 教育問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、市内の公立小中学校で使用する教科書は、それぞれの市町村教育委員会が採択を行うことになっております。本市においても、平成24年度から使用する中学校の教科書の採択に向けて、次のような日程で採択を行う予定です。

採択の手順としましては、「教科用図書印旛採択地区協議会規約」により、本市の採択の前に印旛地区で採択案を決定します。

まず、印旛地区の採択協議会が、平成23年5月に設置される予定です。この協議会は、印旛地区内の各市町教育委員会より選出される委員及び印旛地区内の公立小中学校の校長代表、教頭代表、教諭代表、保護者代表から選出される委員をもって構成しております。

次に、印旛地区の採択協議会から委嘱された研究調査委員が各教科書の特徴を研究いたします。続いて、調査結果の報告を受けた印旛地区の採択協議会が平成23年7月頃、教科書の採択案を決定します。その後、本市において、7月の教育委員会議で八街市で使用する中学校の教科書を採択する予定です。

次に②ですが、平成24年度から八街市の中学校で使用する教科書を採択する際の基本的な基準は次の5点です。

まず、第1に新学習指導要領に沿った内容であるか。

第2に記述された内容や程度が生徒の発達段階に適合しているか。また、分量が適切であるか。

第3に取り上げられた教材の選定や構成は、学習を効果的に進めるために適切なものになっているか。

第4に生徒が興味・関心を持って学習できるように工夫されているか。

第5に各教科の特性が活かされ、八街市の実態や課題に適合しているか。

これらは、教科書の採択を進めるにあたっての一般的な指針を示したものです。平成24年度から使用する中学校の教科書の採択にあたっては、それぞれの教科書の調査研究を十分に行うこと、採択の公平確保に万全を期すなど、慎重な協議の上、採択いたします。

次に③ですが、保護者や市民、さらには教職員の意見を尊重した教科書採択にするため、次のような方法で「教科書展示会」を開催いたします。

まず、千葉県教育委員会が開催する「千葉県教科書展示会」について、案内をします。この「千葉県教科書展示会」は、平成23年6月に14日間にわたって開催する予定です。会場としましては、北総教育事務所内の「佐倉教科書センター」や成田市中央公民館内の「成田移動教科書展示場」が予定されております。

次に、本市といたしましても、八街市役所を会場として「教科書展示会」を平成23年6月に開催いたします。その際には、アンケート用紙等を用意し、保護者や市民の皆様からご意見や感想を求めてまいります。

広報の仕方といたしましては、学校を通して文書でお知らせし、学校だより等で保護者や市民の皆様に関覧を呼びかけてまいります。

さらに、広報やちまたや市のホームページを使っての広報も考えております。

次に(2)①ですが、各校では、日頃から学校全体で児童・生徒の生活実態のきめ細かな把握に努め、学級担任や学年主任、生徒指導主任、さらには管理職も加わって、組織的にいじめの早期発見と対処に努めております。

具体的には、日常の学校生活の中で学級担任が中心となって、いじめを早期に発見し、解決に向けた取り組みを行っておりますが、そのほかにも学期ごとに「いじめ調査」や「教育相談」を実施し、児童・生徒個々の学校生活や家庭生活での悩みや不安を職員が聞き取り、相談できるようにしております。

また、相談箱を設置し、児童・生徒が気軽に悩みを打ち明け、相談できるような対策もとっております。

なお、いじめ問題の解決に向けた取り組みについては、各学校の教育計画の中にも記載されております。

一方、いじめが明らかになった際には、事実確認はもとより、加害児童・生徒や被害児童・生徒、さらには周囲の児童・生徒に対して、その場に応じた指導も行います。

教育委員会といたしましては、児童・生徒理解を含めた職員の指導力の向上に努めていくとともに、いじめが起らないための児童・生徒の心の教育にも力を入れてまいります。

次に②ですが、一口に「いじめ」といっても、原因や状況はさまざまです。中には時間をかけて解決していかなければならない難しいケースもありますが、各学校では解決に向けた組織的・継続的な取り組みを行っております。

特に、被害児童・生徒に対しては、学級担任はもとより、学年主任や生徒指導主任が継続的に関わっております。

教育委員会といたしましても、スクールカウンセラーや八街市教育支援センター「ナチュラル」に配属されているカウンセラー等と連携し、被害児童・生徒への長期的な心のケアも行っております。

次に(3)①ですが、不登校児童・生徒の居場所づくりとしては、各中学校へのスクールカウンセラーの配置と校内適応教室の設置、さらには、八街市教育支援センター「ナチュラル」を設置しております。

また、学校教育相談員による家庭訪問での本人や保護者に対する相談活動も行っております。

一方で、児童・生徒にとって最も大切な居場所は家庭であり、学級です。教育委員会といたしましては、不登校を未然に防止するためには、児童・生徒が学校に行きたいと感じるような魅力ある学校づくりが不可欠であると考えております。そのためには、各教科、道徳、特別活動等、学校のすべての教育活動の中で心の居場所づくりを重視した取り組みを行っていくよう、学校を支援しております。あわせて、家庭や地域の中でも子どもたちが安心して

生活できる居場所づくりに向けて、保護者や地域住民に働きかけております。以上です。

○京増藤江君

それでは、順次質問をさせていただきます。

教科書問題についてですけれども、八街でも教科書展示をしてくださるということで、これは本当に大いに期待できると思います。ぜひ、多くの方が閲覧できるように、また、皆さんの意見を尊重するようにお願いしておきたいと思います。

それから、7月に教育委員会で採択ということですが、これに対しての市民の方々の傍聴を要望しますけれども、いかがでしょうか。

○教育次長（越川みね子）

決定までは非公開となっております。

○京増藤江君

普段の教育委員会は傍聴してもいいということになっていると思うんですが、どうしてこれは非公開なんですか。

○教育次長（越川みね子）

採択協議会の方で決定する前に八街市で公開するわけにはいきませんので、非公開とさせていただきます。

○京増藤江君

やはり各市町村の意見を尊重しながら協議会で決定していくという方向が、やはり民主的なんじゃないでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

教育委員会で採択をしていきますよね。そして、それを今度は印旛地区の採択協議会に八街市では、こういうものを採択いたしましたよということを経験協議会に報告いたします。それで、今度は印旛地区の採択協議会が、市や町が教科書が同じものを採択されていたのかどうかというので、違っていた場合には、また、差し戻しになってきます。ですから、民主的にと言われるのは、その部分で民主的になってきます。ちょっと説明、おわかりでしょうか。八街市でAの教科書を採択しますということを印旛地区の協議会に報告します。でも、ほかの市や町が、そうじゃない教科書を採択するよというふうになったら、もう一度、協議会を開いていくようになっていくわけです。そういう手順で教科書は決められています。以上です。

○京増藤江君

その教育長の答弁は、内容はよくわかりますよ。しかし、また、ほかの市町と違っていたら、また差し戻してする。当然であり、そして時間をかけるのは当たり前。各市町がどうしてそうなのかという、その採択をした理由はとても大事なわけです。子どもたちが、どの教科書を使って勉強するかというのは、大きく言えば一生を左右するわけですから、私はこれは時間をかけて、各市町でやっていく。これが、私は一番いい方法だと思いますよ。それこそ、いろいろと採択する基準が言われましたけれども、例えば八街市の課題に適しているか

とか、内容が子どもたちの成長に適しているかと、それはやはり各市町で教育委員の方々が一番よく知っておられるわけですからね。大いに私は違いを発揮されて、協議会の方に上げていいと思います。私は、ですから、この傍聴はお願いしたいと、傍聴させていただきたいと思います。

本当に今子どもたちが勉強する教科書、どれを使うかで、子どもたちの将来に大きく影響します。といいますのは、日本は今未解決の歴史問題を多く抱えています。その1つが日本軍慰安婦の問題です。2007年以来、アメリカ下院、オランダの下院、カナダ下院、欧州、EU議会、韓国議会、台湾立法院、フィリピン下院外交委員会が、相次いで決議を上げました。それらの決議を上げたんですけども、それらの決議に共通しているのが5点あります。

その1つが、歴史の事実を認め、責任を引き受けること。2つ目が公式に謝罪すること。3点目が補償を行い、可能な限り被害を回復すること。4点目が事実と反する虚言、暴言に対し、毅然と公式に反論すること。5点目に再発防止のため、事実を正しく教育すること。このように各国が日本軍慰安婦の問題について決議しています。さらに国連の諸機関でも4つの機関で慰安婦問題の早期解決を求める勧告を日本政府に行っています。しかし、日本政府はこれらの決議や勧告を無視して、何らの対応もしていないんです。慰安婦問題の直接の被害国でない国や国連機関までが、この問題になぜ関与するのか。その理由がやはりあるんです。今も起こっている戦争によって、人権被害が特に女性に起こっている。その人権被害を起こさないためには、過去の問題にきちんと決着をつけて、国際社会の態度を鮮明にしなければならぬと国際社会が考えているからです。

また、その根底には慰安婦問題のような人権侵害が起きる戦争をなくさなければならぬ。これが未来の世界への課題と結び付いているから、日本が起こした侵略戦争による慰安婦問題についても世界各国が解決しなさいと、日本政府に勧告しているわけなんです。ところが日本のマスコミは、慰安婦問題の各国決議についても大新聞は全く報道しないか、ごく小さく取り上げるだけでした。まして、それが持つ重要な意味を知らせる報道はないんです。このようなことでは、国民は事実を知ることができない。世界の動きに対応しない政府の対応を許すことになっているわけです。

実際、私も多くの方々から聞きますと、日本の若者が韓国など、アジアの国々に出かけたときに、日本が起こした侵略戦争について教えられていませんから、本当に恥ずかしい思いをしている。こういうことをたびたび聞きます。なぜかといいますと、アジアの国々では、日本が行った残虐な侵略について多くの時間を使って教育されているんです。

○議長（北村新司君）

京増議員に申し上げます。ただいまの質問は、通告の範囲を超えているような気がします。重要事項である上に、具体的に通告し、執行機関に正式な見解を聞くことに努めていただくよう、お願い申し上げます。

○京増藤江君

そのために、本当に八街の子どもたちが成長していく段階で、真実を知る。この教科書を

採択していただきたい。こういうことをしないから、日本の若者が恥ずかしい思いをするんじゃないですか。ですから、日本は戦争をしない、軍隊を持たないと決めた憲法があるわけですから、これにのっとって、教科書を選んでいただきたい。ただ、新学習指導要領に沿ってではなくて、憲法に沿って、私は選んでいただきたい。このことを強く要求したいと思います。

次に、いじめ対策についてなんですけれども、いじめ問題、前年度と比べまして、21年度、1.6倍も増えている。これは、私は先生方、また、各学校では何とかしたいと、一生懸命だと思います。確かに教育長が答弁されたように、一生懸命やっつけらっしゃる。しかし、このいじめが少なくなる方向ではなくて、増えている。このことが、私は大変重要だと思うんです。

それで、いじめが起きたときに、きちんと解決できた。これを子どもたちが見ているわけです。いじめた方もいじめられた方も、そして傍観者と言われる子どもたちも見ている。いじめが起きたときに、学校はこんなふうに対応してくれるのかと。それが実感できてこそ、いじめられる子も早く先生に言うことができる。そして、いじめている子も、先生方きちんとわかっているんだ、変なことではできないぞと、こんなふうと思うと思うんですね。ですから、このいじめが増えている方向というのは、ちょっとどうなのかな、きちんと一つ一つの深刻ないじめが解決されていないのではないかと。実際に私も、去年から対応してきた問題でも、本当に大変な状況があったということでは、今、教育長の答弁がありましたけれども、そんなふうな生易しい問題ではないと思うんです。深刻になる前に、これは解決しなければいけないんですけれども、深刻になったときに、どう対応してきたのか。こういう幾つかの例がありましたら、教育長、答弁をお願いします。

○教育長（川島澄男君）

学校の先生方は手をこまねいて、それを傍観しているわけではありません。一生懸命にその子のことを思って対応をしております。ですから、先ほど答弁いたしましたように、学級担任はもちろん、学年主任、教頭、校長、学校を挙げて、学年を挙げて、その対応に、解決に向けて頑張っけてやっています。私もそうやってきました。以上です。

○京増藤江君

それでは、子どもたちが本当にいじめで苦しんでいる。それを学校の先生に相談をして解決できるのだろうか、そう思うと思いますよ。もう先生方が一生懸命やっておられるのは、やるのは当たり前です。私も一人ひとりの先生方、学校を責めているわけじゃないんです。そうでしょう、教育長。子どもたちが、このいじめを解決するということは、社会に出たときにいろいろな問題があります。それをどう解決していくか、そのことにもつながっていくんですよ。ですから、今、重大ないじめに対して、どう対応されてきたのか、幾つか例を挙げてくださいますようお願いしたんです。

○教育長（川島澄男君）

その部分の説明が不足しておりました。申し訳ありません。

私がやってきたことは、学校で、まず、このいじめ問題、それから不登校に関しても学校は魅力ある学校にしなくてはいけないということを、まず第一に考えてやってきました。魅力ある学校は、わかる授業の展開です。学校は教科の勉強をするところです。ですから、わかる授業を先生方とともに研究してまいります。

2つ目は集団生活ですから、その集団生活の中で、思いやりを持った生活をしていこうとか、それから自分がされて嫌なことは言わない、やらない、そういう人権的なこととか、一人ひとりが学級や学校に所属意識を持った、そういう経営をしていこうというふうにしてやってまいりました。以上です。

○京増藤江君

教育長、当たり前のことですよ。わかる授業をする、そして思いやりのある生活をしていこうと子どもたちに呼びかける。これで、いじめが解決しているわけじゃないでしょう。深刻なわけでしょう。今まで教育長は、深刻ないじめを解決してこられなかったんですか。また、対応してこられなかったんですか。

○教育長（川島澄男君）

申し訳ありません。質問の意図がわかりませんでしたので、もう一度お願いします。

○京増藤江君

教育長、子どもたちがいじめられて、どんなに苦しい思いをしてきているのか。このことをどれだけ受け止めておられるのか。私には、全然その痛みを感じている、そういう教育長の気持ちが受け止められません。本当にいじめられて、やはりいじめられるということは、自分の尊厳を傷つけられるんです。家族にも言えない、そして本当に心を病んでいく、大人になって病んでいく、そういう人たちもいらっしゃるんです。それで、その子たちがどういう子たちかというと、本当にまじめなんです。私、何人か大人になってからの相談も受けております。本当にまじめです。その中には、やはり私は聞いておりますと、学校の対応がよくなかった、こういうこともあるんですね。教育長、このいじめは、私は大人の世界にいっぱいあります。だから子どもたちも学んでいるんです、大人から。子どもたちは、最初恐らく小さなけんかから始まると思いますよ。ですから、私たちは、このいじめがある事実をしっかりと受け取って、子どもたちが本当に生きていてよかった、そういうふうな思いで成長できる。そういう学校教育であってほしいと思うんです。私、教育長を責めているんじゃない。一緒に本当に子どもたちの幸せ、どうやって広げていけるか。そのために、私も一生懸命質問しているんです。ですから、私は教育長の本当の気持ち、子どもたちの傷みをどう受け止めているのか。そういうことを聞きたいのです。

○教育長（川島澄男君）

そういう子どもたちの気持ちをどう受け止めているかということは、先ほど答弁いたしましたとおりでございます。

それから、やはり一番大事なのは、人権教育を根底に置いた家庭教育であったり、地域社会づくりであったり、学校生活であったりする。そこが一番大事ではないのかなというふう

に考えます。そのためにも、具体的に私は先生方や子どもたちに自分がされて嫌なことは言わない、しない。まず、これを大事にしましょうということを話してきました。それから、そういうときがあったら、勇気を持って、ほかの人のいいところを、その人のここのいい部分を認めてあげましょうとか、勇気を持って先生に話しましょうとか、親御さんに話しましょうとか、勇気を持って止めましょうとか、そういうふうに具体的に子どもたちに話してきたり、先生方に話してきたりしてやってきました。

解決していないんじゃないかということをおっしゃいましたけれども、長引くケースもあるわけです。解決するケースもあるわけです。それを長引くケースをそのまま放置しておいたというわけではないんです。努力してやってくるんです、そういう気持ちでもって。以上です。

○京増藤江君

やはり、先ほども言いましたけれども、いじめが起きたときに、これは学校の場合は先生と子どもたちの問題ですから、本当に大人がどのように対応してくれたのかと。これは、子どもたちの人間に対する信頼につながっていくんですよ。長引くのはわかります。長引く場合もある。これは、初期の対応が悪かったからだと思いますよ。本当にいじめられている側からいけば、思いやりのある生活をしようとか、そんなこと当たり前ですよ。そんな呼びかけるのは、呼びかけても解決しない、こういう問題がたくさんあるわけなんですよ。それで子どもたちはもちろん、私も今までずっといろんな子どもたち、お母さん方の話を聞いてきたけれども、それが原因になって学校に行けなくなった、こういうこともあるわけですね。もう今は時間がありませんから、このことについてどうこうということは、今はできませんから、引き続きこれは私はもっと真剣に、いじめられている子、また、いじめる子も自分が幸せじゃないから人にいじめていく。こういう問題もありますからね。家庭問題、それは家庭が一番大事といっても、今、子どもの7人に1人が貧困家庭で育っている。親が昼夜働かなければならない。そういう中では、子どもたちが本当に家庭で見てもらえない。こういう現状もありますから、家庭に原因があるとか、そういうことでは本当に解決しない。そういうことを私は強調しておきたいと思います。

それから、大人になってからの問題ですが、いじめが解決しないままに、本当に心に傷を受けたまま大人になった場合に、社会生活に影響が出ている場合も多々あります。それで、この小中学校のいじめについては教育委員会が対応するんですけども、その後がどうしていいかわからない、そういう方々がいらっしゃいます。これについて、やはり小中学校時代に起きたいじめが原因で外に出られない、こういう方々に対する対応、関係各課でしていただきたいのですが、このことについてはどう考えておられますか。

○教育長（川島澄男君）

まず初めに、当たり前のことができない子どもたちになっていたり、世の中になっていっていますので、当たり前のことが当たり前に行えるようにということで、幼小中高連携では取り組んでおりますので、その部分で議員さん方にも応援をお願いしたい。

それから、2番目の質問ですけれども、卒業してからのケアはどうするんだというお話ですが、社会教育課にも相談員がおります。学校教育課にも相談員がおります。適応教室ナチュラルにもカウンセラーがおります。窓口は広がっていますので、ぜひ、相談にいらっしゃっていただければ、シャットアウトするものではございません。以上です。

○京増藤江君

それでは、例えば不登校になったまま卒業された方、それから、いろいろなことで小中学校で困った方々、こういう方々には、卒業をしても教育委員会、また、ナチュラルでカウンセラーの方々に対応していただけると、そういうことですね。それでは、そういうことに対して、どう周知していくのか伺います。

○教育長（川島澄男君）

そういう困ったときは、本当にシャットアウトしたら、それこそ今まで私が話してきた人権のどうのこうのというのはなくなっていくしますので、シャットアウトはしません、相談はします。相談できるということ、これはどの関係課もそういう気持ちで受け取っていきます。

また、周知徹底していくのかというのは、これをもってさらに関係課に話をしていきたいと思えます。以上です。

○京増藤江君

不登校の児童・生徒の居場所についてなんですけれども、心の居場所づくりをしていくというような答えだったと思うんですけれども、これでは、居場所の答弁にはなっていないと思うんですね。本当に不登校になった場合に、やはり大人、また同年代の友達と交流を続けていく、そういう場所が本当に少な過ぎます。ナチュラルにだって何人も行ってない、そういう状況ですから、これは、まずは各小学校に適応教室、各中学校に先生が配置された適応教室があるように、各小学校にも、まず、私は適応教室を作っていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○教育次長（越川みね子）

適応教室につきましては、中学校には確かに4校に配置してございます。小学校には、今のところ配置してございませんので、そのかわりに養護の先生、教務主任とか、そういう学年主任の先生方が中心になってやっていますので、そちらで対応を行っております。

○京増藤江君

対応はしてくださっていると思うんですけれども、しかし、教室には入れないんですけども、ここに行ったら仲間がいるぞと、そういう場が必要だと思うんです。中学校も、まずは中央中から始めました。1つだけでもお願いしたいと思えます。

○議長（北村新司君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時52分)

○議長（北村新司君）

再開する前に、川上雄次議員より、一般質問をするにあたって参考資料の配付の要望がありましたので、これを許可しました。

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党、川上雄次議員の個人質問を許します。

○川上雄次君

おはようございます。公明党の川上雄次です。

長谷川市長に、私からの一般質問は今回が最後となります。これまで、毎議会、質問をさせていただき、たくさんの前向きな回答をいただいたことに感謝を申し上げます。特に、公明党が提案した、健康安全都市宣言や市税等のコンビニ納付、小学校6年生までの医療費の助成、今年始まった前立腺がんの検診や東京までの高速バスの運行など、数々の公明党の提案を実現していただきました。

また、今日までの長谷川市長の市政へのご努力、ご尽力に感謝をいたしますが、市長の任期までは、まだまだ多くの月日が残っております。これまでに増して、前向きなご回答を期待致しまして、通告順に従いまして、4項目の一般質問を行います。

まず、最初の質問は、冠水、排水対策の充実についてですが、冠水、排水対策を伺う前に今年の前向きな気象について触れておきたいと思っております。

この夏、記録的な猛暑日が日本と世界を襲いました。世界的にも、日本を含む北半球では高温が続き、洪水などの異常気象による深刻な被害が発生しております。

今年7月の世界の平均気温では、1891年の統計開始以来、3番目に高い値を記録し、7月には本来寒冷で通常の前年値が22度のロシアのモスクワでは38.2度、ドイツのベルリンで37度、ポーランドのワルシャワでも35度を記録するなど、各都市で前年値を10度以上も上回る異常高温が続出しました。

モスクワでは、森林や泥炭層火災が発生し、農業では穀物の作付面積4千360万ヘクタールのうち、4分の1が壊滅的な被害を受け、穀物の輸出禁止等に発展する深刻な事態に至っております。

一方、パキスタンでの洪水被害の拡大は、死者が1千500人を超え、被災者が2千万人にも達し、日本から陸上自衛隊のヘリコプター部隊を派遣する事態ともなっております。

こうした中、日本では7月に西日本で記録的な豪雨が何度も何度も襲い、大きな被害が発生したことは記憶に新しいところです。九州北部や山口県、広島県、和歌山県、長野県など記録的な豪雨で、住民が土砂崩れに巻き込まれ、家屋への浸水が相次ぎ、交通機関の乱れやライフラインの崩壊で、各地で孤立が相次ぎ、市民生活が大きく混乱しました。豪雨のやんだ7月下旬からは、平均気温が統計を開始した1961年以来、最も高い猛暑日となり、7月22日には岐阜県多治見市で、この夏最高気温39.4度を観測、8月に入ってから気

温が35度以上の猛暑日が全国921観測地点のうち179地点、30度以上の真夏日も842地点となり、日本中が猛暑に包まれ、熱中症による救急搬送者が続出する異常な気象が今日まで続いております。

気象庁は、この夏が観測史上、最高に暑く、113年間で一番暑い夏であると発表しております。本市でも、猛暑日に対する熱中症対策が求められる中、9月6日には八街北中学校で熱中症により36人の被害が発生し、26人が病院に搬送される事態となりました。

また、市内の農業には、暑さと渇水による作物への深刻な影響も懸念されております。この9月は、記録的な猛暑がまだ続いていますが、一方で忘れてならないのは、大きな災害被害こそ、少ないものの、本市にあっても近年の気候変動による集中豪雨、ゲリラ豪雨などによる道路や畑地の冠水被害が多発しております。昨日も台風9号から変わった豪雨を伴った熱帯低気圧の通過が本市にあり、各地で道路の冠水が発生いたしました。

千葉市では、時間当たり67ミリ、東海の丹沢湖では、何と総雨量500ミリの豪雨となり、今後の本市の豪雨への計画的な対策が強く求められます。

気候変動の周期、波を考えると、今後いつ西日本を襲ったような長雨や集中豪雨に八街市が見舞われるか予想もつきません。行政として豪雨長雨による冠水、排水対策を充実させて、有事に備える防災対策が必要であります。

八街市では、昨年8月には、台風9号の被害が発生、その前年の平成20年8月には、たびたび豪雨に見舞われ、1時間当たり降水量が81ミリを超える集中豪雨を記録しております。多くの道路冠水、通行止め、車両の流失や床上浸水が起き、畑地の冠水では、くみ上げポンプが不足し、被害の拡大をもたらしました。これら豪雨への防災対策は十分にとられているでしょうか。

特に、懸念されることは、道路整備により大幅な貯留面積が削られた大関調整池の排水調整機能の改善、向上は優先的に取り組むべき課題です。

また、排水の流末が未整備な地区には、抜本的な解決策が求められております。

国道409号、一区交差点付近、市道223号線と国道の付近での冠水対策の進捗状況はいかがでしょうか。

そこで、質問要旨の①は市内調整池の整備、充実について伺います。

また、質問要旨②として、計画規模を超える集中豪雨等に備える排水対策について伺います。

次の質問は、農業問題について。本市の基幹産業である農業の将来性について伺います。

農業をめぐる大きな問題の1つに高齢化と後継者不足による就業人口の低下があります。

現在、農業の担い手は6割が65歳以上であり、農林水産省のアンケートでは、65歳から69歳の7割が農作業を「自分1人」「自分が中心」で行っていると答えております。

また、1960年の日本の農業の就業人口は、約1千454万人ありましたが、つい先日、9月7日の農林水産省の発表では、2010年の農林業センサス（速報値）によると、日本の農業就業人口は2005年の前回調査よりも75万人減少し、260万人に減り、1千9

94万人から約5分の1以下になっております。5年間の減少率は22.4パーセントで、現在の調査方法になった85年以降、過去最大、また、過去1年以上作付がなく、今後も数年は耕作する見通しのない耕作放棄地が前回より1万ヘクタール増えて、初めて40万ヘクタールに達したとの報道があります。埼玉県的面積を超える耕作放棄地が発生しております。

日本の「農」を考える農業者人口の減少や高齢化、耕作地の減少は、国内農産物の減少と食料自給率の減少に拍車をかける深刻な事態となっております。こうした農業をめぐる問題は本市も例外ではなく、農業の活性化、将来像の拡充は喫緊の課題であります。

現在、農業が基幹産業の自治体では、積極的に農業ヘルパー制度を作り、農家の支援に乗り出し、成果を上げる事例が増えております。この制度は農作業を手伝ってほしい農家と農作業に従事したい市民が農業ヘルパー推進センターに登録し、雇用する農家が登録情報等に基づき、雇用についての交渉を行い、働きたい人と雇用契約を締結する制度です。

農作業の季節性に対応した補助労働力不足を補うとともに、市民に雇用機会や農業に触れる機会を作り出し、農家の経営改善と市民の交流を図るために、市の農政課が運用し、喜ばれております。

そこで、質問要旨の①は、農業従事者の高齢化や担い手不足に備え、農業ヘルパー登録制度を創設し、労働力を確保すべきだが考えはいかがでしょうか。

次に、耕作放棄地が増大する中、農地の貸し手の農家と新規参入や農業規模の拡大を望む耕作者をマッチングさせるため、市の農政課と農業委員会が、農地情報を収集し、提供する「農地情報バンク」の設置も各地で進んでいます。八街市の農業の確かな将来像のため、耕作放棄地の解消や農地の有効利用を目指す先進的な取り組みとして、ぜひ、農政課の中に「農地情報バンク」の設置を実現してほしいと思います。

そこで、質問要旨の②は、農政課の中に農地情報バンクを設置し、農地のあっせん、有効活用、就農希望者育成にあたれないか伺います。

次に、八街市の基幹産業である農業の将来には、農業の第6次産業化が不可欠であると思います。農業の第6次産業化とは、農業の生産の第1次産業と食品加工業の第2次産業と流通サービス業・観光業などの第3次産業を掛け合わせて、企業的な農業経営を展開し、そこから新たな食農関連ビジネスを創出していくことを指しております。

首都圏から50キロの好位置に立地し、優良な農地を持ち、農業を展開している八街市は、第1次産業の農産物生産と第2次産業の食品加工業と第3次産業の流通サービス業、観光業などを展開し、発展する可能性に富んでいると言えます。

産学共同の研究やシンポジウムなどを積極的に開催し、先進事例のノウハウを学び、食農産業の企業的な経営を実践的かつ体系的に学び、これまでの家業的な農業中心の現状を脱却し、農業の第6次産業化を推し進めることが、八街の地域経済の活性化につながると考えます。

そこで、質問要旨の③は、第6次産業の育成についての本市の考えを伺います。

次に、教育問題について伺います。

放課後子ども教室は、文部科学省により、平成19年度から放課後子どもプランに基づく

放課後子ども教室推進事業として創設され、すべての子どもを対象として、小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業で、子どもたちに安全・安心な活動拠点提供し、各地で多くの成果を上げております。

そこで、質問要旨の①は、本市で行われている放課後子ども教室の成果と今後の普及策を伺います。

次に、学級担任以外に、児童や生徒の学習や精神面を支援する補助教員やボランティアを学校に配置する動きが各地に広がっております。最近のニュースで長崎市の教育委員会が2つの大学と連携して、現役大学生による授業支援の制度を実施しております。現役大学生の小中学校への活用を図り、2007年からスタートして、現在市内3幼稚園、35小学校、12中学校、適応指導教室1を加えて51施設にまで拡大、延べ732名が大学から教育現場へ送られて大きな成果を上げております。

長崎ほどの大規模ではありませんが、先月、私が東京都下の大学の教育学部の掲示板を見て回ってきました。幾つもの近隣市の中学校や小学校から、大学生の教育サポーターやボランティアを募集するポスターが数多く貼り出されておりました。私は、平成19年12月の一般質問で、埼玉県北本市での視察内容を踏まえて、クラスサポート制度の導入を教育委員会へ提案し、そのときは、前向きな回答をいただいております。八街市の近隣の市町村には、教職課程を教える多くの大学があります。クラスサポート制度に協力して参加する学生を募り、小一プロブレムや中一ショックなどの環境変化から不安定になりやすい学年を側面からサポートし、不登校の解消や学力向上を図る上から、クラスサポート制度を小中学校に導入し、活用すべきと思います。

そこで、質問要旨の②は、児童や生徒の学習や精神面を支援し、小一プロブレムや中一ギャップを解消するクラスサポート制度の導入を望むが、考えを伺います。

次に、4番目に、内部障がい者対策について伺います。

「内部障がい・内臓疾患」というハンデが、日本ではまだ十分に認識されておられません。内臓に障がいがあっても、外観からはわからないため、「つらい、しんどい」と声に出せず我慢している人がおります。一般社会に、そんな人々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために、ハートプラスマークが生まれました。公共スペースにハートプラスマークの表示を行い、その存在や認知を広める事は重要で、ハートプラスマークの表示活動は各地で広がりを見せております。

そこで、質問要旨の③は、内部障がい者対策としてハートプラスマークを公共施設の駐車場に明記すべきだが、考えを伺います。

以上、4項目の質問に真摯で積極的な回答を期待して、私の第1回目の質問を終わります。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、公明党、川上雄次議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 冠水、排水対策の充実について答弁いたします。

(1) ですが、現在、市内では主な調整池として、大関、東吉田、滝台及び榎戸地先に調整池がございます。

また、文違地先の大池調整池を公共下水道雨水整備事業として整備いたしました。

このほかにも、小中学校の校庭を利用した貯留施設や地下貯留施設の整備を実施しております。さらに、八街バイパスに伴う調整池として、現在、2カ所が整備されているところがあります。

そのほか、道路冠水対策用の浸透池や雨水洪水調整地として、大小合わせて約30カ所ほど賃借をしているところがあります。

今後も冠水対策として、水路の上流側を中心に調整池の用地を確保するなど、努力してまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、現在、市内ではご指摘のとおり、近年のゲリラ豪雨や台風等により、雨量が急激に増加する場合には、一時的に冠水を起こしているのが現状でございます。

そこで、昨年度におきましては、管の埋設5件、地下貯留槽の設置2件、水路及びボックスカルバートの改修1件、計8件の工事を実施してきたところがあります。

今年度におきましても、国の交付金等を活用し、現在、工事を実施している4カ所も含め、11カ所を計画しているところがあります。

今後とも冠水被害の解消に向け、努力してまいりたいと考えております。

さらに、雨水の流出防止対策として、各戸に浸透枘や貯留槽を設置するなどの手法も取り入れる必要があるかと思われますので、市民の皆様にご理解ご協力をお願いしたいと考えております。

なお、非常時に備え、土のう約6千袋、排水ポンプ15台、防水シート約2千枚、通行止め看板約20枚を保有しております。

その他、八街市建設業災害対策協力会と災害時の奉仕活動に関する協定書を平成18年10月10日に締結し、台風や集中豪雨等の災害発生時に協力していただくことになっております。

次に、質問事項2. 農業問題について答弁いたします。

(1) ですが、近年の農業を取り巻く情勢を見ますと、農業従事者の兼業化、高齢化が進行し、担い手の減少や耕作放棄地の増加など、深刻な問題に直面しております。

このような中で、農作業の季節性に対応した補助労働力を補うとともに、雇用機会や農業に触れる機会を創出し、農家の経営改善と市民との交流を図る上で、農業ヘルパー制度は有効な手段であると考えておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

なお、農業ヘルパーと同様の制度として、JAいんばが出資して設立された農業生産法人・株式会社援農いんばがございますので、あわせて利用促進を図ってまいりたいと思っております。

次に(2)ですが、昨年の農地法改正に伴い、農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、市町村農業基本構想の中に農地利用集積円滑化団体の設置を規定しなければならないことと

されました。このため、本市におきましても、基本構想の見直しを行い、市が農地利用集積円滑化団体を担うものと規定したところでございます。

今後につきましては、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展を図ってまいりたいと考えております。

次に（３）ですが、第６次産業とは、農産物の生産（第１次産業）、食品加工（第２次産業）、流通・販売（第３次産業）を統合した形で農業者が手がけることで、農業の事業価値を高め、農業を活性化させようとするものでございます。

本市の特産品である落花生につきましては、千葉県の特産品でもあることから、県におきまして地元商品の育成と定着化に貢献すると思われる商品開発や販路拡大等の戦略的なマーケティング研修会及び商談会等、多くの機会が企画されております。

これらを有効に活用し、第６次産業化を推進してまいりたいと考えているところですが、実践するに当たっては、今までのような栽培技術重視の第１次産業的な指導から、第２次産業的、第３次産業的な技術指導ができるスタッフの確保が必要であり、あわせて農家の意識改革も重要となってまいります。市といたしましても、競争力を持った力強い農業を一刻も早く築く必要があると考えておりますので、県や農協等の関係機関と連携を図り、技術指導者の育成や企業的経営感覚を持った担い手の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項４．内部障がい者対策について答弁いたします。

（１）ですが、身体障がい者の中でも心臓、腎臓、呼吸器機能などの内部に障がいを持つ方は、外見からは障がいがあることがわかりにくいいため、誤解を受けたり、必要な手助けを受けられなかったりすることがあることから、ハートプラスマークは、外出のときにかばんや服や車などに表示し、内部障がいがあることを示すマークであります。このマークは、公的機関が定めたものでないため、法的拘束力はありませんが、身体内部に障がいを持つ方への理解を広げるため、普及への取り組みが行われております。しかしながら、まだまだ認知度は低いものと思われますので、市としても、今後ハートプラスマークの普及について啓発の協力とともに、公共施設の駐車場等の障がい者スペースには、内部障がいを持つ方のほかに、妊娠中の方や、けがをしている方等の使用も考慮したマーク表示が望ましいことから、今後マークを新たに表示する際には、あわせて導入を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○教育長（川島澄男君）

質問事項３．教育問題について答弁いたします。

（１）ですが、放課後子ども教室事業につきましては、ボランティアの協力を得て、「キラッとスマイル広場」という名称で、平成２０年度から中央公民館において土曜日の午後を実施しております。

この広場には、実住小学校、八街東小学校の児童が中心になって参加しております。

なお、参加者は、平成20年度が19回で457人、平成21年度は、やはり19回で331人の参加者でありました。

ボランティアに携わった方々からは、子どもたちが他人との接し方を学んだり、昔遊びや手作りの遊び道具を作って遊んだりすることで、みずみずしい感性を引き出したのではないかとの感想をいただいております。

なお、他の小学校区におきましても、放課後子ども教室を実施できるようにするため、地域コーディネーター講座を開催し、地域ボランティアの要請を図りました。その結果、平成21年度に実施した交進小学校区では、講座を修了した17人が「交進未来塾」を設立し、現在、放課後子ども教室事業の実施へ向けた準備を進めております。

また、本年度実施した二州小学校区におきましても、講座を修了した16人の方々が、今後、たけのこの里などを利用した事業を検討していく予定でおります。

今後も各小学校区において、地域コーディネーター講座を順次開催し、各地域で子どもたちが安心して生き生きと活動できる放課後子ども教室事業の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、小学校に入学したばかりの1年生が集団行動がとれない、授業中に座ってられない等の小1プロブレムや小中学校の学習環境等の違いにより不適応を起こす中1ギャップの解消は、本市においても重要な教育課題と考えております。

そこで、これらの解決に向けて幼小中高連携教育や地域支援本部事業に取り組んでおります。

まず、幼小中高連携教育では、児童・生徒に身につけさせたい基本的な生活習慣を継続指導6項目として定め、市内の幼稚園や小学校、中学校で共通実践をしております。

また、学校間での交流活動を行い、幼稚園児小学校で、小学生が中学校で学ぶ機会を計画的に設けることで、円滑に小学校及び中学校への進学ができるような取り組みを行っております。

次に、地域の人材を学級教育で活用する取り組みとして、2つの学校で地域支援本部事業を行っております。この事業により、教員が子ども一人ひとりにきめ細かく向き合う時間の拡充を図っております。

そのほかの学校においても、保護者や地域の方々にゲストティーチャーとして学校に来ていただき、児童・生徒の学習や精神面を支援する活動をしていただいております。

また、本市では、クラスサポート制度にかわるものとして、「特別支援教育支援員」「校内適応指導教室補助教員」「学力向上推進員」「学校図書館司書」「学校ICT支援員」「スクールカウンセラー」を設置し、児童・生徒の学習や精神面を支援しております。以上です。

○川上雄次君

ご答弁ありがとうございました。自席にて再質問させていただきます。

まず、最初の冠水、排水対策についてでございますが、登壇したときも話しましたがけれど

も、大関調整池の場合は、道路整備に伴って、かなり貯留面積が削られたという経緯があります。文違1号線の整備に安心歩行エリアということで、国交省、警察庁等の補助制度で整備が進んだと思うんですけども、もともと大関調整池の上にある団地等では、道路冠水が発生しておりました。そういう意味では、ここに道路を作るとなれば、その分の貯留面積が削られる分についての対応策というものを考えた上での工事だとは思いますが、その辺はどのような対応をされたのか、お伺いします。

○建設部長（糸久博之君）

大関の上流につきましては、実住小の地下の2千トン、あと黎明高校付近に3千トンの調整池がございます。また、実住小と中央中の貯留の浸透、大関調整池の能力が文違1号線の築造により減少したということを考慮しまして、上流側に新たな調整池を作りたいということで、今、候補地を選定しているところでございます。まだ、場所につきましては未定でございます。

○川上雄次君

本来は、その工事をする前に整備するなり、同時並行で整備するなりとしなければ、本当に豪雨のときには、甚大な被害が発生するということにもなりかねません。道路を作ったから冠水したんだと言われれば、これは災害、天災ではなくて人災だというような形もあり得ますので、ここは早急に整備しなきゃならないと思いますので。

もう1点、これは大関調整池の貯留能力の件なんですけれども、これはもうちょっと掘削をしたりとか、構造的な設計変更とかの対応で、処理能力が向上するというようなことは考えられないのでしょうか。当初、滞留した水が匂って問題があったということも聞いたことがあるんですけども、新しい技術を導入して、貯留能力がアップできないのかということも検討してみてもいいのではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

流入と下流流出の高低差等がございますので、そういったことで、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○川上雄次君

上流、また、下流の調整池の候補地とか、さまざまな手だてを早急にお願ひしたいと思ひます。

それから、昨日は台風9号を含んでの熱帯低気圧が関東を通過しました。本市でもかなりの豪雨がありましたけれども、その担当課の対応はどのようにされたのか、お伺ひします。

○建設部長（糸久博之君）

昨日の降雨につきましては、総降雨量が75ミリでございました。時間、幸いには5時から6時までで28.5ミリということで、今回は思いのほか、急に進路が変わりましたけれども、現在、インターネットで降雨の状況が予測できますので、そういった状況から判断しまして体制等を決め、対応しております。

○川上雄次君

道路冠水箇所による通行止めというのは、どれくらいありましたでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

昨日、通行止めにした箇所につきましては、6カ所でございます。この6カ所につきまして、車が通れないというわけではございませんが、車が通ったことにより、その波で周りに影響しますので、そういったことも考慮し、現場等を見た中で6カ所通行止めと一時的にしました。

○川上雄次君

ありがとうございます。担当課、本当にご努力されたのを感謝したいと思います。

あと、集中豪雨による道路冠水、たびたび発生しておりますけれども、去年は本市では地震に対するハザードマップを作ったと思うんですけれども、これは佐倉市のハザードマップで、洪水用のハザードマップなんですけれども、八街の周りには大きな河川がないので洪水まではいかないんですけれども、今、お話があったように通行止めの箇所が発生したりとか、また、箇所によっては床下、床上浸水の発生もしていますので、道路冠水、そういった箇所のハザードマップみたいなものは作っているのでしょうか。というのは、雨の日に日中の場合には、何度も私は目撃しているんですけれども、小中学校の生徒が道路を通れないということで、迂回路を探したりとか、または中には高校生であきらめたって、革靴のまま水の中に膝までジャブジャブ入っている女子高生がいたりとか、そういうようなこともあるんですけれども、どういったところが、本市では集中豪雨のときに弱いということのはっきりわかるような、そういうハザードマップ的なものはあるのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

ハザードマップというのは、ちょっとございませんけれども、代表的に、いつ冠水する場所というのが、大体決まっておりますので、警察とか、消防署には渡してあります。

○川上雄次君

情報公開の時代ですので、市民の皆さんにも、どの地点が冠水が多いとか、そういった情報の公開も必要じゃないかと思うんですね。また、そういった箇所は順次、解消に向けての努力もしていくと。そういうことをあわせてですね。

あと、今、部長のお話からもありましたけれども、インターネットで情報の取得という話がありました。今、国交省では、100ミリ対応の安心プランというのがスタートしております。大都市中心で始まっていますけれども、その一環でありますけれども、XバンドMPレーダーというのが、この春から試験運用しております。幸い全国4カ所スタートした中で八街市も、そのエリアに入っております。1分置きに集中豪雨の状態が掌握できるようになっております。今までのレーダーは水平方向だったんですけれども、立体的に三次元で雨雲の動きを表示して、どこに集中豪雨があるかと。私もきのうネットで見させてもらいましたけれども、八街は大きな雲が外れたので安心したんですけれども、本当にニュースで流れているところは、もう真っ赤な雨雲の状態が表示されております。

こういったことを先ほどハザードマップ的なものと同時に市民の皆さんにも周知をして、

1分置きに、その気象状況が確認できますので、何かのときにも備え、防災という意味では必要だと思いますので、その辺の周知なり、八街の防災対策として、その辺の取り組みをしてまいりたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

インターネットにつきましては、今、各個人の家で大分普及していると思うので、その都度情報がわかると思いますけれども、これから市民への公開ということで、これにつきましては、また、検討させていただきたいと思います。

○川上雄次君

ありがとうございました。本当に八街は災害がなくて、砂ぼこり以外は心配することはないんですけれども、ただ、この集中豪雨というのは本当に地球温暖化も関係しているんでしょうけれども、非常に大きな、これからの市民生活にとっての脅威になります。そういった意味では、50ミリ以上降ったらしょうがないよというのではなくて、そういうときに対する備え、対応、対策等を防災課、または道路河川課中心に、しっかりと取り組んでいただきたいなど、このように要望させていただきます。

続きまして、農業問題について移らせていただきます。

先ほど、全国的な農業人口と、また耕作地の推移の話をさせていただきましたけれども、本市の農業人口なり、耕作地なりの状況というのは、どうなっているか、お伺いします。

○経済環境部長（並木 敏君）

農業人口なんですが、一応、農家戸数の方で答えさせていただきます。2005年の平成17年の農業センサスにおきましては、農家戸数で約1千570戸。現在なんですが、農業センサスは、この間、新聞に掲載されていたものにつきましては、速報値でございます。この件につきましては、11月に市町村につきましては公表されるというように聞いております。

したがいまして、八街市の場合なんですが、農家組合連合会の加入戸数という形で、2010年、今年4月に把握しておりますのは、約1千330戸ということで把握しております。

○川上雄次君

耕作地というか、そういう点のデータなんかありますか。耕作放棄地含めて。すぐ出なければいいです。

わかりました。1千330戸ということで、この農家をしっかりと支えて、基幹産業として伸ばしていかなくちゃいけないなど、そのように思っております。その農家の方々の私は現場に行って、皆さんのお話をお伺いすると、5年後、10年後どうなっちゃうんだろうかなと、こういう話を聞きます。確かに就業年齢がだんだん高まってきて、60代の方が中心でございます。あと10年たったら、だれが農家を継ぐんだという話も聞いております。そういった意味で、担い手不足の先ほど市長の答弁の中でも農業ヘルパーについては、有効な手段だというお話をいただきました。そういった意味で、これは、よその行政の中では、農政

課が、その農業ヘルパー登録制度を登録して、県の方にも、そういった届け出をして、職業のあっせんということをやっているという行政も大分ありますけれども、農政課の中には、そういった取り組みはできないでしょうか。

○経済環境部長（並木 敏君）

取り組みということなんですが、全体的な取り組みということにつきましては、現在、農政課の方で行っているということではございませんが、シルバー人材センターの活用等につきましても、実際に農家の方にお手伝いといいますか、要望があるというような形に現在はなっております。

○川上雄次君

農業ヘルパーのいいところは、農業をやりたいという方の経験にも、体験にもなるという部分もありますので、シルバー人材センターの仕事とは、ちょっとまた観点が違うと思えますし、現に各地で、これが機能しているという事例もありますので、ぜひ、これは研究して前向きに導入を、八街の農家の方の皆さんの人手不足解消になるような有効な手段だと思えますので、しっかり検討していただきたいと思えます。

2番目の農地情報バンクなんですけれども、先日、農林水産省のホームページを見ておりましたら、その中で、ある市が農政課と農業委員会とかと協力をして、耕作放棄地の6割を解消したという事例がありました。本当に農地情報バンクとか、そして農業を拡大したいとか、新規に農業をやりたいとかという方に的確な情報を提供することが、いろいろな利点があるということが、いろんな事例で見てとれたんですけれども、本市は農業が基幹産業であります。そういった意味では、農地情報バンクというのを取り組んでいただければと思えます。

先ほど農地利用促進円滑化事業の話がありましたけれども、それも市町村に原則置くようになっておりますし、先ほどJAの話もありましたけれども、私は、今の印旛農協というのは八街市、佐倉市、四街道市にまたいでいるという広範な事業体、団体となっておりますし、八街独自に八街のニーズに合った情報をやるには、農政課が中心になって、また、農業委員会が中心になって、この情報バンクを運営するのがいいんじゃないかなと思えますので、その辺、お考えをもう一度お伺いします。

○経済環境部長（並木 敏君）

先ほど議員からもご指摘がありましたように、市が農地利用集積円滑化団体を担うというように規定しておりますので、この中で考えていきたいというように考えております。

○川上雄次君

ありがとうございます。何点か、私は聞いて、農家の方は大変だなと思ったのがあるんですけれども、相続によって農地の分割をするという、そうなりますと許可がなくて農地を所有すると。そういう方がたくさん出てきていると。そうすると、農家の方がずっと就農を続けたくても、そういった相続で農地を手放して、そして経営規模が小さくなって困っているというような話も聞きます。そういった意味では、どうしても相続というのは伴ってきます

ので、農地が分散してしまうというような可能性もありますし、そういった農地の対策という意味でも、この農地情報バンクで、そういった方たちの手助け、農地の獲得のための手助けになっていただければと思いますので、ぜひとも、5年後、10年後、八街の農業が発展するような支援をよろしく願いたいと思います。

それでは、第6次産業の育成、これはちょっと大きな課題ですので、いろんな先進事例等も参考にしながら、できればシンポジウムとか、いろんな参画協働の研究とか、そのような形で取り組んでもらえたらと思うんですけども、先日、私どもが視察で船橋市にお邪魔したんですけども、本当に直売所なんかも非常に整備されていて、何十万人という人が来るようになっておりました。NHKのちょうど取材が来て、放映されておりました。

これは、船橋じゃないんですけども、近隣の市でも、例えばいろんな取り組みの中でスイカせんべいとか、スイカピュアゼリーとか、スイカアメとか、ニンジンの主のドリンクとか、ニンジンのピクルスとか、その場に行かなければ買えないようなものがたくさん開発されていたりとか、魅力づくりに取り組んでおりました。八街市も日本一のピーナッツという大きなブランドがあります。静岡県静岡市では、日本一のお茶条例という条例まで作って、全市を挙げて直産品を育てて、第6次産業まで育てていくという取り組みをしております。そういった意味では、農業が基幹産業の八街らしい取り組み、将来像というものをしっかりと研究していただきたいなど。これは、第6次産業については、提案させていただきます。

続きまして、教育問題について。最初の放課後子ども教室の成果を先ほどお伺いしました。本当に残念ながら少子化が進んでおります。そういった意味で、本来、放課後子ども教室というのは、全小学校に開設していただかないと、放課後わざわざ中央公民館まで足を運ぶというのも、近隣の小学校でも大変だと思います。そういった意味では、現在、空き教室というか、余裕教室というのが、各小学校にはあると思うんですね。まして、放課後の子ども教室ですので、授業中、終わった後に放課後子ども教室に切り替えるということも、これは可能だと思いますので、そういった意味で余裕教室については、教育委員会はどのような考えか、また、掌握されているのでしょうか。

○教育次長（越川みね子）

余裕教室につきましては、各学校会議室、ティームティーチング教室、あと特別支援の教室などに使用しております。

また、今回、交進小学校の方で地域の方々に交進未来塾を作っていただきました。その方々も一応その会議室を使いまして、活動をしていただいております。

○川上雄次君

ありがとうございます。これは、文部科学省のホームページに全国の事例がたくさん掲載されております。見ますと、子ども教室が教室だけじゃなくて、体育館やグラウンドを使ったスポーツ行事だったり、または文化継承の練習であったり、さまざまなメニューで放課後子ども教室が行われておりました。そういった意味では、全小学校の中ですべての子どもが

対象の事業ですので、授業が終わった後に居場所がきちっと確保できる、また、地域との交流、さまざまな面でのメリットが考えられますので、この辺、全小学校にさまざまなメニューで放課後子ども教室を作っていただきたいと思うんですけれども、その辺は教育長のお考えはいかがでしょうか。

○教育長（川島澄男君）

私も放課後の子どもたちの居場所というのが大事だというふうに考えております。今、中央公民館でやっている。それから、交進でも始めてきている。そして、二州でも始めてきている。そういうものをさらに各小学校の方に波及させていきたい、そんなふうに考えています。以上です。

○川上雄次君

ありがとうございました。ぜひとも力を注いでいただきたいと、このように思います。

続きまして、クラスサポートについて、本当に小1プロブレムや中1ギャップというのが非常に大きな問題になっております。その解決するということの1つの中に、幼小中高の連携教育というのが、各教育委員会で取り上げて、八街が先鞭を付けた事業でございますけれども、それがデータとして不登校とか、いじめの削減に結び付いていると、そういうことの紹介が幾つもありましたけれども、八街市の幼小中高の取り組み方はどのようにされていらっしゃるのか。小1プロブレムと中1ギャップについての関連、その辺はいかがでしょうか。

○教育次長（越川みね子）

私の方で取り組んでおります幼小中高連携教育なんですが、一応、連携教育といたしまして6項目を具体的に挙げまして、小中学校、高校で、そちらを進めていただいております。

私どもにしてみれば、話を静かに聞くことができる子どもの育成、まず、そういうところから始めまして、指示を受け止め、行動ができる子ども。あいさつができる子ども。本当にモラル的なものなんです、正しい言葉遣いができる、清掃ができる、自学ができる。まず、自分で自分のことはしましようということから始めまして、こちらを各小中学校で進めていただいております。

先日も連携教育に対しましての学校での取り組みの発表がございました。そのときに高校の生徒さんが、中学校の理科の授業だったと思います。そちらに指導に来ていただいて、一緒にグループで実験などを行う授業なども行って取り組んでいただいております。

中学校の先生が小学校6年生の授業に伺いまして、そちらで授業を行う。幼稚園につきましては、小学校との連携で、一緒にともに遊ぶ、学ぶという形で連携をとらせていただいております。そこで、小学校に上がりまして、なるべく格差というか、子どもにとってなれない状況、今までの遊びから授業に入りますので、そこで進んでできるような形をとっていきたいと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございました。これは文部科学省のデータなんですけれども、平成20年度の中学校1年生の不登校の数が2万3千149人、この学年の前年の小学校6年生のときの不

登校は8千145人と。中学校に行く和不登校が3倍増えると。これは中1ギャップということなんでしょうけれども、それを解消するには、今お話があったように幼小中高の連携というのは効果的ということで取り上げられておりました。というのは、本市もこの幼小中高一貫教育は先鞭を付けたわけですので、この辺の不登校の生徒の取り組みが幼小中高連携で、このように成果が出たという。その辺の数字ができるような、全国に発信できるような、そういう取り組みにさらに進化して、成果を上げていただきたいと、このように考えます。

それと関連するんですけれども、本当に先ほど幾つか教育長の方からクラスサポート制度にかわる取り組みというお話で聞きましたけれども、クラスサポート制度の一番いいところは、年代の近いお兄さん、お姉さんという大学生の、また教育職を目指す学生がクラスに毎日じゃないんですけれども、生徒のそばに相談役になり、また、授業の学習の手助けをしたりと、そういうことで非常に大きな成果を上げておるんです。

昨日の教育長のお話の中で、さまざまな取り組み、不登校についての取り組みを聞きましたけれども、先生方とか、教育センターとか、指導主事の方とかの取り組みというのはわかるんですけれども、もっと現場の子どもたちにとって何が変わったのか、何があるのか。また、現場の教壇に立つ先生方にとっても応援になる子どもと向き合う時間を多くするとか、そのための手だてという、そういったものも、また大事じゃないかと思うんですね。そういった意味で、先ほど紹介したように、各大学に近くの小中学校からボランティアの募集とか、名前はいろいろあるんです。ティーチングアシスト募集とか、教育支援ボランティア募集とか、クラスサポート募集とか、そういった形で取り組んでいるようなんですね。近隣の大学等に問い合わせをされたことはあるのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○教育次長（越川みね子）

一応、ございます。昨年度、20年度から行っていましたインターシップという形で登録制度を行っておりました。残念ながら今回は、22年度はちょっとございませませんが、そういう形でとらせていただいております。

○川上雄次君

インターシップは千葉県の教職卵プロジェクトの一環だと思いますけれども、内容的には先生のサポートが多いかなと思うんですね。このクラスサポートは、生徒のサポートという面で、前回、私は19年のときに質問させてもらったときも、そのインターシップの話をお聞きしましたけれども、やはり教室の現場に入るのはないというデータがあったと思うので、先ほど紹介した北本市さんの場合は、1日3千円の有償ボランティアで大学生、弁当自分持ち、交通費自分持ちということで、結構応募があって、本人もいい経験ができた。子どもたちも喜んでいて、そういうような制度でありました。有償、無償含めて、無料の方でもいるんじゃないかと思うんですけれども、ぜひともサンプリングというよりも、試験的な面でも、どこかに取り上げてみるとか、例えば、この近隣市で教職課程を振り分ける大学は、城西国際大学であったりとか、順天堂大学であったりとか、東京情報大学であるとか、あと敬愛短大さんも小学校の教職課程を持っていらっしゃると思います。そういった意味では、近

隣にもそういった大学等もありますので、1つチャレンジしていただいて、クラスサポート制度を前向きに検討していただきたいと思うんですけども、もう一回、教育長、ご答弁いただければと思いますけれども。

○教育長（川島澄男君）

インターシップが卵の制度になって、今、八街では、その卵の制度で5名入っているんですけども、これ以外に子どもの目線に立った物の考え方、子どもの悩みを聞いてあげられる。そういうような、今のお話のような形での取り組みも進んでやっていきたいなというふうに考えます。以上です。

○川上雄次君

ありがとうございました。よろしくお願いします。

最後に、内部障がい者対策について。皆さんのお手元に配らせていただきましたハートプラスというのは、こういうマークということで、人の形の中でハートがあって、そのハートが壊れていると。これは、ページ数たくさんあったんですけども、最初1ページ、一番下に佐倉市が出ていたものですから、これを印刷させてもらいました。佐倉市さんのこういったハートプラスも含めた障がい者、また、マタニティマーク等々の看板を作っているようです。

本市でも、先ほど市長の方から、この啓発に協力する、また、検討するというお話がありましたけれども、具体的に検討されている部分があるかどうか。ちょっともう一度、ご回答をお願いします。

+

○市民部長（森田隆之君）

ハートプラスマークでございますけれども、現在、保健センターの方には身障者マークの駐車場がございますけれども、保健センターには車いすの方、妊婦さん、また、そのご指摘の内部障がいを持った方もかなりの数、来られていると思います。このような方が気兼ねなく使用ができるように、議員さんにいただきました、この資料にもありますように、複合的な表示をした看板の設置を、まずは保健センターの方に設置をしたいというふうに考えております。

○川上雄次君

いつ頃までにとっていただけるのか。いかがでしょうか。

○市民部長（森田隆之君）

できるだけ早く、準備が整い次第、実施したいと思います。

○川上雄次君

ありがとうございます。ここで、公共施設というのはたくさんあるんですけども、教育委員会の所轄の図書館であるとか、中央公民館、これも対象になると思うんですけども、もう一回、教育長の方に、教育委員会の所轄の施設については、このハートプラス、いかがお考えでしょう。

○教育次長（越川みね子）

教育委員会といたしましても、中央公民館等の公共施設の中に、現在ですとやはり身障者マークしかございませんので、今後も検討の方で表示できるのであれば、今回、中央公民館の方は白線などが設置されました。新たに表示するという形で検討してまいりたいとは考えております。

○川上雄次君

ありがとうございます。看板対応もできると思いますので、いろんな形で取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、公明党、川上雄次議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで、昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

今回、この質問の機会をいただき、大変感激しております。長谷川市長には、16年に長きにわたり、八街市をリードしていただいて、大変感謝しております。

私は、議員になってから長谷川市長といろいろお話する機会がございまして、その中でいろんな教えを乞うたわけですけれども、1つだけ印象に残っているのは、議員というのは、政策を掲げて選挙で当選したら、それを着実に実行することが議員の使命だというふうに教わりました。今後とも、ご指導、ご鞭撻を賜りたいと思います。

それでは、順次質問させていただきます。

八街市は、大規模災害が起こりにくいとされております。関東ローム層、第4紀古層からなり、地盤が安定していることから、大地震の被害は少ないとされております。

また、大規模河川もないことから、氾濫・洪水もないと言えます。しかし、6日、八街北中で26名の生徒が熱中症により救急搬送されました。聞くところによりますと、日本医科大学附属北総病院から2名の医師がドクターヘリで現場に急行して、対処したとのことでした。

また、本市では近隣に成田空港を抱えていることから、あらゆる事態を想定する必要があると思われれます。

そこで、危機管理についてお伺いいたします。

まず、総合防災体制についてです。本市の大規模災害に対する危機管理体制はどのように

なっていますか。

トリアージが必要となる災害は想定されていますか。

要配慮者支援制度が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

小中学校でもAEDの講習が必要と思われませんが、実施状況はいかがでしょうか。

次に、市民協働についてです。

9月6日、八街市の保健センター3階で行われた千葉大学の関谷昇准教授の講演には、多くの市民が集まりました。私も参加して、大変ためになりました。話を伺っていると、これからの行政は市民にますます行政参加していただくようにしないと、多様化する市民の価値観に付いていけなくなるというふうに感じました。

また、NPO法人等は、行政の補完団体になり得ると確信をいたしました。

そこで、本市のNPO法人やボランティアに対して、どのように対処されているのか伺います。

まず、NPO法人の現状についてはいかがでしょうか。

そして、市民のNPO法人の立ち上げ支援策をどのようになされているのか。さらには、NPO法人と連携して市政運営にあたるべきと考えますがいかがお考えか、お聞かせ願います。

次に、ボランティア活動の現状認識はどのように把握されているのか、お聞かせ願います。

市政運営でも、ボランティアの協力が絶対に必要であります。そこで、市としてもボランティアの育成を積極的に進めるべきだと思います。市当局のお考えをお聞かせ願います。

3番目は、農業・観光・商業の成長戦略について伺います。

農業分野における現代の産地間競争は熾烈を極めています。八街市は、落花生のブランド八街産落花生の認証をとり、落花生の販路拡大に積極的に取り組んでいるところですが、お隣の富里市では、大手のコンビニと組んで落花生の売り出しをしました。

また、富里農協の組合長は、スイカ落花生は富里産ということでPRをされております。スイカロードレース大会は、メディアにも取り上げられ、参加者数を従来は1万5千人走ったのですが、駐車場の関係で1万2千人に縛らなければいけないほどの人気であります。聞くところによりますと、申し込みも10日間であつという間に1万2千人に達してしまって、締め切りをしないと大変なことになるというような状況だそうでございます。

そこで、八街市でも富里のスイカロードレースに匹敵する何かが必要であります。落花生をはじめとする八街ブランドのPRをどのようにお考えか、お聞かせ願います。

また、八街から全国に発信する八街ブランドの開発状況はいかがでしょうか。例えば落花生を使った料理とか、B級グルメ選手権に参加できるような、八街ならではのオリジナル商品の開発が待たれます。

また、よいものを作るのは当たり前で、いかに売るのが最大の戦略であります。

フィルムコミッションなどを立ち上げ、メディアをいかに積極的に取り込むかが勝負だと思います。市の対応についてお伺いします。

また、その1つの手段として、「落花生サミット」「ピーナッツサミット」を市が先頭となって、県などに働きかけ、開催できないか、お聞きします。

以上、よろしくご答弁の方、お願い申し上げます。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、やちまた21、林政男議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 危機管理について答弁いたします。

(1) ①ですが、本市の地域防災計画において、地震及び風水害による災害に対する応急対策計画を定めております。災害発生時には、予防・救急復旧対策等の迅速な対応が求められるため、関係機関や職員の緊急連絡網の整備や参集体制の確立など、初動体制に努めております。

職員の配備については、八街市及びその周辺で震度4から5弱を記録したときに、それぞれ災害関係課等の職員を配備し、情報収集、連絡活動が円滑に行える体制とし、震度5以上では、速やかに災害対策本部を設置し、応急対策活動が円滑に行える体制としております。

また、台風の接近等により、大雨等の警報の発令が予測された場合も、災害関係課等が情報収集を行い、各部等の連絡網と応援体制により対応を行い、さらに被害が甚大となった場合は、災害対策本部を設置し、応急対策活動を円滑に行い、被害の拡大を防止するため、危機管理に努めることとされております。

次に②ですが、本市、地域防災計画の医療確保計画において、初期医療体制整備としまして、医師会等に災害時に協力をいただくため、平成11年に財団法人、印旛市郡医師会と災害時の医療救護活動に関する協定書の締結をしております。その協定書の中で、市から医療救護活動を実施する必要がある場合は、社団法人、印旛市郡医師会に対応していただけるよう医療救護班を要請し、医師会是要請を受け次第、直ちに災害医療救護活動組織に基づき、医師、看護師等からなる医療救護班を編成し、現地、または市の指定する場所に派遣することとなっており、業務としては傷病者に対する応急処置、後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定、市の指定する後方医療施設への受け入れの要請等となっております。

次に③ですが、八街市では制度として構築されておきませんが、民生委員から提出していただいております、ひとり暮らし高齢者福祉票、高齢者世帯福祉票、寝たきり高齢者福祉票、認知症高齢者福祉票について、災害時において、警察、市役所関係部署、自治会、自衛隊、社会福祉協議会、消防団等に開示してよいか、高齢者本人へ確認を進めているところであります。

なお、今後は障がいのある方なども同様に進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、災害はいつ起こるかわかりませんので、いざというときには、家族の力だけでなく、ご近所の方々の助け合いも重要と考えられますので、日頃から情報交換などの交流を深めていただくことも大切と思っております。

次に、質問事項2. 市民協働について答弁いたします。

(1) ①と②は関連しておりますので、一括して答弁いたします。

現在、千葉県に届け出がある八街市内に事務所を置くNPO法人の数は19団体でございます。

また、NPO法人の立ち上げ支援策についてですが、本市では、NPO法人立ち上げ等に関する問い合わせが年間1件程度ということもあり、問い合わせがあったときは、千葉県のホームページに掲載されているNPO情報ネットを紹介し、参考にしていただいております。

次に③ですが、現在、本市では、花いっぱい運動、里山整備、八街市放課後子ども教室等の各種事業をNPO法人の協力を得ながら行っております。

今後は、市民協働という観点からも、今まで以上に各種団体との連携に努めてまいりたいと考えております。

次に④ですが、ボランティア活動の事務局は、社会福祉協議会の中のボランティアセンターで行っております。ボランティアグループとして登録している数ですが、平成22年4月1日現在で69団体、約1千400人が登録されているとのことでございます。

また、活動内容ですが、障がい者や高齢者への福祉活動及び子育て支援、地域防犯パトロール並びに環境美化運動が主なものでございます。

なお、ボランティアグループが個々に目標を持って活動しているほかに、ボランティアセンターで計画する年間行事に参加していただいている団体もございます。

次に⑤ですが、ボランティアセンターでは、年間事業計画の中に各種ボランティア講座を実施しているとのことでございます。これらの講座をより多くの一般市民が受講していただくことにより、新たなボランティア活動への参加者を発掘したいと考えております。

また、社会福祉協議会では、ボランティア登録者に対し、ボランティア活動に際して、活動保険に入ることにより、より安心してボランティア活動に参加できるような環境整備も行っております。

次に、質問事項3. 農業・観光・商業の成長戦略について答弁いたします。

(1) ①ですが、市の特産品である落花生のPRにつきましても、昭和62年に優良特産落花生の推奨及び普及・宣伝を図ることを目的に「八街市優良特産落花生推奨協議会」が設立され、以来、さまざまなイベント等においてPR活動を行ってきたところでございます。

協議会の活動状況を申し上げますと、「産業まつり」や「ふれあい夏まつり」また、八街市観光農業協会と合同で行っている「八街収穫祭」などの毎年恒例のイベントへの参加、昨年度は、柏市で2回開催された「千葉県観光案内および物産展」に参加し、PRに努めてまいりました。そのほか、月刊雑誌や県産品ガイドブックへの広告掲載、また、スポーツ紙や雑誌の読者プレゼントなどのPR活動を行ってまいりました。

今年度は、恒例のイベントへの参加はもとより、5月2日に柏市で開催された「千葉県観光案内および物産展」、5月28日から30日に幕張メッセで開催された国内最大級の観光イベント、第16回、日本観光博覧会「旅フェア」及び「千葉県物産展」に参加し、PRをしたところであります。

そのほか、本年度は「ゆめ半島千葉国体」が開催されますので、それに関連したイベント

への参加、また、アジアで絶大な人気がある台湾の俳優が主演するドラマ「びー夏がいっぱい」のDVD発売記念イベントへの参加も予定しております。

今後さまざまなイベント等に参加し、市特産品のPRに努めてまいります。

次に②ですが、落花生の商品開発について申し上げますと、千葉の「食」産業連絡協議会、落花生分科会において、農商工連携した新商品の開発に取り組んでおります。この組織は、大学教授、消費者、生産者、加工・販売業者、研究機関、県と八街市が構成員となり、現在、市内の落花生加工・販売業者により、新商品「落花生豆腐の素」の開発を進めている状況です。

そのほか、今年度は、市内でパン用小麦の試験圃場を県との連携により設置し、約830キログラムの小麦を収穫しましたので、この小麦を使用し、パンを作り、産業まつり等において試食をしていただく予定であります。

この小麦の活用につきましては、落花生を取り入れた創作パンの開発も関係者の協力をいただきながら検討しているところでございます。

また、新キャラクターにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に(1)③ですが、千葉県は首都圏に位置する好立地にあり、豊かな自然、多彩な街並みなどから、各地で映画、テレビドラマなど数多くの撮影実績がございます。本市におきましても、時々ではございますが、撮影に利用したいという話があり、その際には各担当課において対応しているところでございます。

フィルムコミッションなどの立ち上げとのご提案でございますが、現在、千葉県には財団法人、ちば国際コンベンションビューローが事務局となっている千葉県フィルムコミッションが設置されております。この業務概要は、映像制作プロジェクトを地域に誘致し、ロケの支援を行う。ロケ地情報の提供、撮影許可手続の一本化、関連サービス産業等の紹介、その他円滑な撮影の支援などの窓口を一本化し、ワンストップのサービスを提供する、ロケーション探しから、施設等の紹介、ロケの同行・立ち合いまで、一連のロケーション支援業務を行うなどであります。

本市といたしましては、市単独でフィルムコミッションを設置するのではなく、今後とも積極的に千葉県フィルムコミッションを活用してまいりたいと考えております。

次に④ですが、本市を代表する特産物である落花生は、地域農業の振興に欠かせない作物であり、産地間競争に耐え得るための生産出荷体制の整備や他産地との差別化を図るためのPR等が必要であると考えております。

農産物に関する他産地との交流等を図る場としては「全国お茶サミット」「全国農産物直売サミット」などが開催されており、いずれも他産地との意見交換や交流を目的に全国規模で開催されております。

落花生につきましても、これらのサミットと同様の目的を持って開催を企画する場合には、やはり全国規模となりますので、単独の市での開催は、イベントとしての規模が大きいため

難しいものと考えます。しかしながら、このようなイベントは本市のPRだけではなく、落花生の消費拡大等に大きな効果が見込めますので、千葉県落花生振興推進協議会や平成23年4月を目途に、千葉県観光協会と千葉県物産協会が合併して設立される千葉県観光物産協会などの関係団体と協議をしてみたいと考えております。以上です。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 危機管理について答弁いたします。

(1) ④ですが、八街消防署の救急隊員を講師に、市内の幼稚園及び小中学校の全教職員を対象とした救急法の実技講習会を毎年水泳指導が始まる前の5月に中学校区ごとに会場を設けて実施しております。

講習会の内容をAEDを用いた心肺蘇生法の実技講習とし、AEDを使用する際の手順を確認する機会となっております。

その際には、参加した教職員全員が実際にダミー人形を使い、気道の確保や人工呼吸、胸骨圧迫、AEDの操作を体験し、緊急時に適切な対応が行えるよう指導技術の向上に取り組んでおります。以上です。

○林 政男君

ありがとうございます。何点か、質問させていただきます。

まず、大規模災害に対する危機管理体制について、ただいま市長答弁では、そういう災害が起きたときには、職員を参集させるということですが、実際、大規模災害になると職員の参集も大変容易ではないかというふうに認識するわけですが、その辺はいかが考えておられますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

勤務時間中でございますと、職員が庁内におりますので、この辺の体制は整っているというふうに思っております。

それから、特に問題になりますのは、夜間、それから休日等ということでございますけれども、これにつきましても、連絡体制ということではございますが、防災課長から各部等の主管課長、これを通じて、各課長、それから各職員といった連絡網は確立はされております。

○林 政男君

大変いいと思うんですけれども、実は八街市もご多分に漏れず、消防団員が不足しております。職員の方もかなり消防団員に加入されております。その際、市の本部の方に駆けつけるのが優先なのかな。地元の消防団という立場もあると思うんですね。その辺はどのような判断をされているんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この辺につきましては、非常にケース・バイ・ケースというふうに考えざるを得ないのかなというふうに思っておりますけれども、私の見ている限りでございますと、できる限り地元の消防団の活動の方に駆けつけるというような様子が見られるところでございます。

○林 政男君

次に、トリアージ、北中の事例はトリアージということではないですけれども、38名の子どもが倒れて、それを北総病院の先生が、この人は安静にしていれば大丈夫だとか、この人は搬送した方がいいという話でしたけれども、先ほどの市長答弁では、そういう災害が起きたときには、印旛市郡の医師会の方に派遣要請をするということですが、これは市長名の方で要請するのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

はい。質問のとおりでございます。

○林 政男君

というのは、私が聞いたところでは、この北中の生徒たちが倒れたときに、八街の救急車だけでは足りない。そうすると、佐倉市、八街市、酒々井町の消防署管内のほとんどというか、救急車が出てこない間に合わないということで、大変何か緊迫した状態が一時的にはあったというふうに聞いておりますから、それで、今お聞きしました。

次に、要配慮者支援制度が必要ということで、お伺いしましたら、もう既に、その準備はできているというふうな、今の市長答弁でございました。

そこで、さらに個人情報がありますけれども、希望者については、個人情報を外して何らかの災害があったときは、ぜひ、救出というんですか、1人で移動できない方に対しては駆けつけるとか、そういうやはり支援が必要だと思うんですけれども、その辺については、これからの課題だと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○市民部長（森田隆之君）

まずは、市長答弁でもございましたけれども、ひとり暮らしの高齢者、障がい者の方々の確実な把握と個人情報の開示について確認の作業を実施しまして、この情報を市消防団、民生委員等の関係機関が共有して、災害時には必要な支援ができるように回していきたいというふうに考えております。

○林 政男君

次に、4番のAEDのことですけれども、先ほどの答弁では、もう5月に教職員については実施されているということです。私も3回くらい、これ実際にやったことがあるんですけれども、中学生の高学年ということはないんですけれども、中学生もある程度覚えた方がいいんじゃないでしょうか。今の話だと教職員のみ、何か救急隊員に教わったというふうに認識を受けましたけれども、いかがでしょうか。

○教育次長（越川みね子）

今ご質問がありましたように、教職員につきましては、全員参加するというので、研修を受けております。中学生にということですが、今現在では行っておりませんので、これから検討課題とさせていただきたいと思っております。

○林 政男君

次に、NPO法人とボランティアについてお伺いします。

先ほどNPO法人の現状はいかがという質問に対しまして、19団体ということござい

ました。お隣の東金市の方で、NPO法人関係をちょっとお聞きしましたら、もうちょっと多い数字が出ております。八街市は、行政サービスが行き届いているかどうか、わかりませんけれども、意外と市民参加の団体が少ないんですね、このNPO法人も含めて。この辺やはり、これから市民協働で行くということになれば、多くの市民が行政に参加していただかないと、八街市自体がやはり持たない状態になってくると思うんですね。1人でも多くの市民が参加できる団体をやはり立ち上げていくべきだと思います。東金市の例で申し訳ないんですけども、NPO法人の立ち上げ方、NPO法人とはこうですよというような冊子が出ております。何か聞くとお聞きしますと、八街市はまだないということなんですけれども、その辺これから、いかが取り組んでいかれるかをお聞かせ願います。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘のとおり、東金市さんの方ではNPO活動についてのガイドブック、これを独自に作成しているということでございます。

本市でございますが、今、質問にもありましたように、問い合わせ件数、これも極めて少ないということもございまして、市長答弁にもありましたように、県の方を紹介するというような状況になっておりますが、これから支援体制、これを十分に充実させていかなければいけないというふうに思っております。しかしながら、そういった状況がございまして、当面の対応といたしましては、県において提供していただいておりますNPOの設立に関する手引き、あるいは簡易版のパンフレット、こういったものがございまして、これらを手をいたしまして、閲覧、または配付できるような形をとりたいというふうに考えておるところでございます。

○林 政男君

次に、農業・観光・商業の成長戦略についてですけれども、八街をいかに売り込むかということ。八街の落花生業者さんにお尋ねすると、まあまあ今の状態で、そこそこ食えるというんですね。食えるというか、そこそこやっつけられるというんですね。ただ、爆発的なやはり売れ行きはないということで、現状維持であれば、先ほど市長答弁でありましたように、昭和62年からいろいろやってきた成果が出て、今、市内業者はそれなりに食べていける状態になっているのではないかと思います。ただ、八街の落花生というのは、何か年齢ごとでいうと、年齢の上の方の人は意外と八街の落花生というのは知っている人が多いんですけども、若い人はやはりちょっと少ないのではないかとこのように認識をしております。

それで、先ほどの市長答弁の中で、落花生豆腐、あるいはパン、創作パンを作ったりすることによってございまして、この辺でレシピとか、そういうのを公開して、八街でそういう落花生を使った料理のコンテストとか、そういうのは発想の中にないですか。

○経済環境部長（並木 敏君）

一応、落花生につきましてのアンケート等からのコメントといたしまして寄せられたものがございまして、その辺につきまして、レシピ等を作成してまいりたいと、そのように考えております。

○林 政男君

B級グルメの話で申し訳ないですけども、例えば厚木のシロコロホルモンとか、富士宮の焼きそばとか、結構そういうものを通じてメジャーになったものが、数多くあるというふうに思うわけですね。八街も何かやはり、これは八街に行ったら食べられるとか、そういうのをやはり開発する必要があるのではないかというふうに思うわけです。

そこで、八街で採用している、このピーちゃん・ナッチャン、このキャラクターが版権の形でなかなか、それを使った販売ができないということですけども、これは、これから版権が50年とかいろいろ言われておりますけれども、今のものをそのままやっていくのか、それとも、新しいキャラクター、先ほどは今のところ検討課題にさせていただきますということなんですけれども、歯がゆい思いがありますよね。せっかく、こうあるのを、それを販売できないという。その辺、いかが考えているのでしょうか。

もうちょっと詳しくいうと、著作権の関係で、600万円とも、2千万円とも、その版権を持っている方がおっしゃっていると。仮に2千万円の版権を出して買ってやるほどの市の財政も許さないし、そこまでは行かないと。無償で提供してくれれば、これはいいのかなと思いますけれども、なかなかそこら辺が大変難しいと聞いていますけれども、市長が一番詳しいでしょうかね、その辺のいきさつ。もし、わかれば教えていただきたいと思います。

○市長（長谷川健一君）

いや、私も作ったときには、私じゃありませんので、後で、そんなことを聞きましたので、当時、要するに、これは「ぎょうせい」、それとの契約のときに、今のような契約だと安くてできたというようなことで、そのときには、これを売ろうという感覚がなかったんだと思うんですよ。これを八街のマスコットにして、イベントや何かをやったときに、それをまたみんなに売ろうという、そういうあれはなかったんだと思うんですよね。それが、今度いろんなイベントを開催しまして、落花生なんかの販売のときに行って、1千円の物を買って、くじを引けるようにして当たるとピーちゃんをやるというような、こんなイベントをやっていて、そこで、私がこれは1つの商品として、これだけあったら売ったらいいじゃないかと。それと、結構あれ1つ当たると、もう一つ欲しいんですよね。ですから、1つ当たったら、もう一つ売ったらどうだという、そんな話で始まったんですけども、そこで、今これはもう特許権を持っていますので、今度、「ぎょうせい」の方も売れるのがわかりますから、今度はそれを特許権を買おうとするとべらぼうに高い金額を言ってくるというようなことですけども、ですから、そこらも調べなきゃいけないんですけども、今は特許権というのは、結構20年とか、幾らとか聞いていたんですけども、それがどのくらいで、もうなくなるものかは、その辺もそれは永久にあるものか、わかりませんけれども、今、新聞情報ですと、大体車とか、いろんなそういう特許権というのは、もう大体10年くらいたつと、みんな同じものができちゃうというようなことで、だから企業が合併するときには、もう特許権も提供して合併しちゃうというような、こんなことも言われていますけれども、だからこれがどんなふうになっているか、わかりませんけれども、その辺は。なんせ、今、人気があります

から、ですから、そういうふうに作った方もそうだし。結構、みっちりしてできたものも、ピーちゃん・ナッチャンはみっちりして崩れないし、素材もいい商品ですので、人気があるというようなことで。

ですから、これをじゃあ今よくちょっと変えて、新しくまた作る、それがどういうものかとか、今、コピーなんていうのは、嫌われていますから、その辺がまたあると思いますけれども、これから、また議会とみんなと双方で、そういう知識を研究しながら、いい方向で、できれば八街で自由に作って、イベントがあるときに売るとか、また、いろんなときにみんなに土産にやるとか、そういうふうに使っていけばいいと思います。

○林 政男君

なぜ、こんな質問をするかというのと、やはり根底には農業の振興があると思うわけですね。先ほど川上議員の方から、今現在、直近の農林関係の情報だと、農業人口が260万人だと。今、農業関係の日本全国の売上が、私の持っている情報ですと3兆1千億円。消費されるのが、8兆4千億円と言われております。単純に3兆1千億を農業人口で割ると、本来ならば売上が1件当たり仮に500万円だとすると、60万世帯しか食えないことになるんです。それが、今260万人ですから、やはりどうしても、農家の人口の割に売上が少ないと。この辺はやはり問題があるんじゃないかと。やはり付加価値を付けていかなきゃいけないと。そうすると、今、市長が答弁されたように、ピーちゃん・ナッチャンを活用して、八街の場合は落花生にもっともっと付加価値を付けて販売していく必要があるのではないかとということで、こういう質問をしているわけです。

それで、先ほどコンベンションビューロー、幕張にある日本コンベンションビューローの方で、ロケの支援とか、円滑ロケーションをやるということですが、担当窓口はどこになるのでしょうか、こういうロケの申し込みとか、八街で、ぜひこういうロケ地を探してくださいという、そういうのは、どこになるんですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

現在のところ、そのちばコンベンションビューローの千葉県フィルムコミッション、これらとの連携をとって、連絡をとっているのは企画課ということになります。

○林 政男君

その辺がよくわからないんですよね。何か商工課のような気もするし、今の八街市の現状ですよ。商工課のような気もするし、企画課というような、何か一本に統一というか、こういう話が来たら、すべてこれは企画でやるんだと。商工課もあれですよ、この間、台湾の今年の1月か2月頃に市長の表敬訪問をしていた台湾の有名なジェフ・チェンさんというビデオもちょっと見せていただきましたけれども、ああいうものがどんどんあったら、八街市がもっとPRできるんじゃないかと思うんですけれども、何か担当の窓口はちょっとはっきりしないんですけれども、その辺はいかがお考えですか。

○市長（長谷川健一君）

それが本当はちゃんとしていないところなんですけれども、向こうもそういう落花生とか、

そういうときに、やはり向こうから経済環境に頼ってくるし、ほかのことですと、また、それは企画にも来るんですけれども、そういうようなことで。だから、これは、ただ、1つにするのもいいんですけれども、そうすると、その落花生とか農産物について専門の課があればいいんですけれども、それが1年中あるわけじゃありませんから、だからそこがやはり問題といえば問題、研究する必要はあると思いますけれども、そのタイトルによって課が、窓口が変わっていくような傾向がございますね。

それと、ちょっと今聞かれました、これは今日本の農業も市の農業もPRだとか、生産だとか、いろいろやっていますけれども、やはりもっと消費の窓口をもっと広げないとだめなんですよね。今、国も八街市なんかは、それは消費を拡大しようということで、園芸連なんか市場に行ったり、また、消費者にもなって、落花生もみんなそういうふうにやっていますけれども、今、日本の場合には幾らかはやっているんでしょうけれども、今、新聞を見ると、ただ、農地を確保したり、生産を上げたりやっていますけれども、今、林議員さんが言ったとおり、大体、農家の売上の倍くらいは、ほかから来ているというようなことなんですけれども、ですから、やはり日本の農業政策の中で、もっと外国へ売りに、輸出するような、そういう政策をとらないと、日本の国内で消費拡大というのは非常に言葉はいいんですよ、消費拡大は。では、人口が減っていて消費拡大になるかと、私はよく農林水産省とか、農政局に行ってみようと思いますけれども、ですから、もっと外へ、もう日本の農業も高齢化して人口が減っていけば、外へ日本のブランドとして外へ売る方法をやはり考えないと、日本の農業はだめになるんじゃないかというふうに思っております。

この千葉は特に環境がいいから、千葉県はすぐ隣に東京、大消費地がありますから、千葉県の人は、ですから、もうみんな消費があるからいいんですけれども、日本総全体を考えたときには、そういうことをもっと国は考えなきゃだめだし、今やっている、そういう働きをしているのは、それは県が窓口でやっているんでしょうけれども、最近の情報では白井が梨を中国へ輸出したというようなことで、中国で1つ600円で、富裕層がそれを日本の農産物は一番安全だということで。米も実際、中国でこしひかりなんかは売っているんですよ。これは、もう日本よりかなり高い金額で売っているんですけれども、それがまだあまり消費が、向こうでもPRのためで、まだ、日本からもあまり行っていないというようなことで。ですから、やはり農業を復活するには、もっと出先をもっと考えないと、私は将来的にはだんだん高齢化してきて人口が減ってきますと、消費拡大するといっても拡大できなくなっちゃわないかと思えます。そんなことで、八街市もいろんなことを考える。まず、一番先に消費、売る先をやはりPRして買ってもらうというような、これが大事だと思います。

○林 政男君

全く同感ですね。作ったやつをいかに売っていくかということが大事だと思います。消費拡大に向けてやっていくことが大事。

最後に創作パンですね。これはユメシホウだと思うんですけれども、830キロで創作パンをピーナッツと絡ませたパンというふうに認識しますけれども、これの今できばえという

か、もう既に挑戦しているのでしょうか。

○経済環境部長（並木 敏君）

試食品につきましては、一応、味見はしております。

○林 政男君

できれば、ここにいる議員にも少しでもいいから食べさせていただいて、八街でこういうのをやっているんだなというのをやはり。ただ、この話だけだとやはりわからないと思うんですよね。やはり議員さんにも少しでもいいから分けてもらって。

最後に、これ、ユメシホウは、拡大していった場合に、これ成功した場合には、麦を作ってもらふということになると、やはり県の銘柄指定にならないと、5万円ぐらいですよね。単純に考えると2、3万円ぐらいの売上しかなくなっちゃうと思うんですけれども、銘柄をもらふと8万円ぐらいになると思うんですけれども、その辺の銘柄指定に関して、どういう働きをしているのか、お聞かせ願いますか。

○経済環境部長（並木 敏君）

現在のところ試験圃場という形で、2反歩、2千平米ほどお願いしているわけなんです、市の方では、1千平米当たり4万円という形でお支払いをして、お願いしているところがございます。今後につきましては、それで食味等でいいようであれば、パンをどうのこうのという形も大事だと思いますけれども、その中にピーナッツを入れるとか、そういう形で今後考えてまいりたいと、そのように考えております。

○林 政男君

八街で小麦の生産が100ヘクタール以上あるわけですが、現在の小麦の品質というのは、ほとんどパンに使うというよりも、ソバとか、うどんに使う方の麦をほとんど作っているわけですね。これがやはり銘柄指定にならないと、なかなかそちらの方に移行しないと思われまので、もし、パンのあれが、商品があたるようでしたら、ぜひ、その辺の銘柄指定になるように働きかけていただきたいと思います。最後に一言お願いします。

○経済環境部長（並木 敏君）

ご指摘のとおりと考えていきたいと、そのように思います。

○林 政男君

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、やちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで15分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時59分)

(再開 午後 2時12分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、古場正春議員の個人質問を許します。

○古場正春君

古場正春でございます。一昔前は、光化学スモッグと、今日は10時頃から3時頃まで光化学スモッグが出るぞというような情報が流れていましたけれども、車の性能もよくなり、工場のボイラー関係もよくなったために、日本の空もきれいになって、その後、猛暑、酷暑、熱帯夜、熱中症と毎日のニュースになっておりますが、その中で北中の生徒が熱中症で26人も搬送された。本当に、その1日目の新聞では、それでよかったんですけども、また同じ大きな文字で2日目も、この熱中症関係でニュースになったわけですね。それは、やはり指導方法がどうだったのかと。これは、熱中症で倒れたというのは、やはり八街のマイナスになったんじゃないかならうかと。

私は、富里マラソンにいつも走っておりますけれども、今年も6月22日、走って完走をしてみました。その前は、やはりマラソンの間に熱中症等で倒れる人がいっぱいいたんですよ。そのために、成田の赤十字病院等は、今日は熱中症で運ばれてくるからというような待機をしていたんですね。やはり、どうしたら皆さんが倒れないかということを富里でもいろいろ勉強して、データを作りまして、今年も去年もおととしも、そういう熱中症で搬送される人はいなかったと思います。そういう関係で、余計なことでございますけれども、教育関係も富里に研修とか、お勉強に行かれたらいいんじゃないかならうかと思えます。

これより、質問に移らせていただきますけれども、この質問事項1は6月にも質問させていただきましたけれども、文書管理についてこの効果はどうだったのかと。やはり税金というのは、1円からの税金ですから、皆様の税金ですから、やはり有効に使って市民サービスをということで、コピー機なんか1円削ると相手が儲からないということもあると思えますけれども、やはり相手は相手、こっちはこっちで稼がなきゃいかんですから、そういう点で、その後どうなったのかと。

それから、子ども手当について。滞納となっている保育料や給食費の対応、結果はいかがだったのかということをお尋ねいたします。

質問事項3. 市民が望む政治について。

先日も協働の講習がございましたけれども、行政と市民が協働し、市民のための街づくりを望むのがいかがか。

若い世代やお年寄りが住みたくなる魅力のある街づくりを望むのがいかがか。

質問事項4. 財政再建について。

無駄というのは、これは無駄といえば、何でも無駄なのがいっぱいありますけれども、その無駄も必要なものもあるわけですよ。その無駄の中身を減らして財政基盤制度を望むのがいかがか。

質問事項5. 子育て環境の充実、整備について。

子どもが安全で安心して遊べる環境づくりを望むのがいかがか。

この6番の公職選挙法については、皆さんがご存じだと思いますけれども、ほかにも質問あ

ったんですけども、一応、これだけ、（１）参議院選挙の期日前投票について。

①期日前投票の投票期間について。

②期日前投票の投票数について。

③投票立会人、投票事務従事者等の合計人数について伺うと。

以上、６項目について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、古場正春議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項１．文書管理について答弁いたします。

（１）①ですが、本年６月の定例会において答弁いたしましたとおり、同一の原稿を５０枚以上コピーする場合は印刷機を利用するなど、コピー機の使用に関して節減に努めるよう職員に対して、さらに徹底を図るほか、組織的に事務経費の節減に努めておるところでございます。

今後も、事務経費に対するコスト意識を持ち、職員に対しても周知徹底を図り、コピー機の使用を含め、経費節減に努めてまいります。

次に、質問事項２．子ども手当について答弁いたします。

（１）ですが、保育料につきましては、滞納者５８人に対し、子ども手当支給に伴う保育料の納付を促す通知文を５月３１日付で発送した結果、子ども手当が支給された６月中に滞納額全額を納付された方が４人、分納された方が６人で、納付額は１３万５千４３０円となりました。

このほか、分納誓約をされた方が９人おり、７月以降８月下旬までの間に全納された方が１人、分納された方が５人で、納付額は１４万９千円となり、６月から８月下旬までの納付合計額は２８万４千４３０円となりました。

次に、質問事項３．市民が望む政治について答弁いたします。

（１）（２）につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

市民と行政との協働につきましては、八街市総合計画２００５における施策の大綱の中で「七の街 めざします！市民とともにつくる街」に位置付けており、第２次基本計画では、七の街の「第１節 市民と行政の協働の促進」において、施策が目指す基本的方向を「市民と行政それぞれが責任と役割を担う協働型の市政を実現し、次の世代に引き継ぐまちづくりを進めます」といたしました。

本市では、協働型の街づくりを進めるため、今年度に入り、８月３日に千葉大学法経学部准教授、関谷先生を迎え、全庁職員を対象とした「協働のまちづくり職員研修会」を開催いたしました。

また、９月５日には市民を対象とした「協働のまちづくり市民講演会」を職員研修会と同様、千葉大学の関谷先生を迎えて開催したところでございます。さらに７月１日には、関係各課の職員からなる「八街市協働のまちづくり職員研究会」を立ち上げたところであり、本市における協働に関する事例・課題等についての調査・研究や協働のあり方・協働型事業等

について検討を行う予定でございます。

市民ニーズが多様化、複雑化する中で、市民の皆様の理解と協力のもとに街づくりを進めていくことが不可欠でありますので、今後、市民と行政とのパートナーシップを構築し、協働を円滑に進める上での仕組みを市民の皆様とともに作ってまいりたいと考えております。

また、これら市民と行政との協働の街づくりを進めていく中で、本市の魅力的な街づくりを考えていくことも可能かと思われまます。より多くの皆様から、若い世代やお年寄りが住みたくなるような魅力的な街づくりに関するアイデアもいただけるのではないかと期待しております。

次に、質問事項4. 財政再建について答弁いたします。

(1) ですが、本市の財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いている中で、毎年度の予算編成において、予算全般について節減合理化を推進するとともに、基本的な姿勢に立ち、歳入の確保、施策の厳選に努め、各種施策については、必要性、費用対効果、緊急度、市民サービスの水準の適正化等に十分留意しつつ、限られた財源を重点的、効果的に配分しながら財政運営を行っているところであります。

また、平成17年度から平成21年度までの5か年を計画期間とした「八街市集中改革プラン」を策定し、事務事業の見直し等を進め、一定の成果を上げたところですが、今後も引き続き行財政改革の推進に努め、市民サービスの充実を図りながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項5. 子育て環境の充実、整備について答弁いたします。

(1) ですが、小さなお子さんがいる保護者の方から、親子が自由に使える場所を確保してほしいとの要望が多く寄せられていたことから、その要望に応えるため、総合保健福祉センターとスポーツプラザ体育館の一室を市役所の業務に支障がない範囲で開放しているほか、実住保育園と私立風の村保育園に設置している子育て支援センターでは、各種親子ふれあい行事を他の保育園と公立幼稚園では園庭開放をそれぞれ実施しております。

さらに、市内には市立図書館や都市公園、児童遊園、自然体験型学習施設などのこの里などもありますので、これらの施設をご利用していただきたいと考えております。

また、本年より平成26年度までの5年間で取り組むべき施策を取りまとめた、「八街市次世代育成支援後期行動計画」の基本施策の中に、「子育てを支援する生活環境の整備」があります。この中では、良好な居住環境の確保として、公園や公共施設を中心に子どもの交流や遊びの場の確保、安心して外出できる環境の整備として、すべての人が安心して外出できるよう道路や公共施設等利用しやすい街づくりの推進、安全・安心な街づくりの推進として、通学路等、安全で歩きやすい道路環境の確保を図るとともに、安心して生活できる環境づくりの推進を掲げております。

子どもたちが、生き生きと安心して遊ぶことができる環境整備を図るとともに、妊産婦や乳児連れの人などが安心して外に出ることができ、また、公共施設においては、子育て家庭に配慮した施設改善の推進を盛り込んでおります。

なお、具体的な内容等につきましては、この後期行動計画に位置付けられた各種施策に基づき事業を進める中で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○教育長（川島澄男君）

質問事項2の（1）のうち、給食費について答弁いたします。

学校給食費の対応といたしましては、子ども手当の支給に合わせ、納入を呼びかける文書を学校を通じて全保護者へ配付いたしました。未納者については、督促状に周知文書を同封するとともに、個別訪問をし、さらに学校での保護者面談等の際にも周知したところでございます。

なお、平成21年度分の未納給食費について、子ども手当支給前と支給後の収納率を比較いたしますと、約4.7パーセント増加しており、子ども手当が影響したのではないかと考えております。

今後も収納率向上のため、子ども手当による納入について、あらゆる機会を捉えて周知してまいりたいと考えております。以上です。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川淳一君）

それでは、質問事項6. 公職選挙法について答弁いたします。

（1）①ですが、公職選挙法第48条の2の規定により、当該選挙期日の公示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において投票ができることとなっております。

したがって、選挙の種別によって期日前投票の期間が異なりますが、本年7月11日執行の参議院議員通常選挙につきましては、6月25日、土曜日から7月10日、土曜日までの16日間、実施をいたしました。

次に②ですが、千葉県選出議員選挙への投票者数の合計は6千414名で、比例代表選出議員選挙への投票者数の合計は6千416名でした。

投票者数の差につきましては、千葉県選出議員選挙におきまして、2名の投票辞退があったためでございます。

なお、前回、平成19年度に実施された参議院議員通常選挙と比較しますと、311名の増でございます。

次に③ですが、投票立会人につきましては、公職選挙法第48条の2の規定により、投票が行われる際に、投票事務の執行が公正に行われるよう、投票箱投函口の開閉、投票用紙の交付及び投函等投票手続の立ち会い並びに代理投票補助者の選任に係る同意など投票事務全般に立ち会うことを目的に、選挙権を有する者から1日につき2名選任することとなっております。

したがって、期日前投票16日間の投票立会人の数は32名でございます。

また、投票事務従事者につきましては、市の職員が従事し、16日間で合計75人体制で実施しており、投票者数の増える終盤については、従事者を増員して対応したものでございます。以上でございます。

○古場正春君

答弁ありがとうございました。この給食費の未納なんですけれども、約3千780万円とありますけれども、これは本当に税金ですから、これは大変な金額なんです。それで毎年欠損額は約736万円となっていますが、いろんな滞納がありますけれども、大変な金額なんです。子ども手当について、6月もこの子ども手当が支給されるから、そこから何とかしていただいたらというようなことでお話ししましたが、おかげさまで給食費4.7パーセント増加、83万7千582円。それから、保育料の滞納分が28万4千320円納付していただいたということで、合計で112万2千12円、これだけの納付をいただいた、これは子ども手当のおかげか、わかりませんが、また、10月には4カ月分の支給があり、1人5万2千円ですか。3人兄弟だったら15、16万支給されます。そのお金を何とかお願いしていただきたい。これはハート以外にないんですよ。払うのが当たり前なんですけれども、やはりそこらあたりのハートですね。ただ、電話しました、留守電でした。別の方法があるんじゃないかなど。

それで、10月にもその子ども手当が支給されるとき、努力していただきたいと思います。

それから、子育て環境の充実なんですけれども、川上議員が空き教室を利用してというような質問で、答弁いただきましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、古場正春議員の個人質問を終了します。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

それでは、一般質問の最後となりましたけれども、議席番号2番、桜田秀雄でございます。

ご存じのように、私の質問時間は、ここに時計がありますように40分でございます、時計を見ながらの質問になる、こういうふうに思います。

昨日は、林修三議員が、お仲間の議員のお時間をいただいたということで、7項目にわたる多彩な質問を80分間にわたって展開をされました。今年に入って、まだ5人の議員さんが一度も登壇をしておりませんけれども、そうした議員のお時間をいただいている質問で、時間的な余裕があったのか、きめ細かい質問、踏み込んだ質問をされまして、大変すばらしい内容であったと、このように考えています。

一方、最も民主的で公平・公正であるべき地方議会の議会運営の観点から考えれば、申し合わせはあるとしても、疑問符が投げかけられた瞬間でもございました。

質問する権利を放棄されるのは自由でございますけれども、議員の質問する権利は平等であるべきでありまして、議会の公平・公正な運営について、今後、改革すべき課題と捉えながら、質問に入っていきたいと思っております。

質問事項1. 市政の公平公正な運営について質問いたします。

(1) 政治活動用看板についてお伺いいたします。

①政治活動用看板の大きさは公職選挙法で150センチ掛ける40センチと決められておりますけれども、「長谷川健一、八街市長」と表記されている看板、これは定められた規格を大きく超えており、違法と思うがいかがか、お伺いをいたします。

②ほかに、市長の看板をも超える大きなものがございます。規格を超える看板はどのぐらい存在するのか、お伺いをいたします。

③違法行為を放置してきた選管の責任と違法行為に対する対応策についてお伺いいたします。

次に、(2) 公共残土、大清水事業についてお伺いいたします。

①平成11年、八街市公共残土埋立事業の事業地選定基準が策定されましたが、策定の際、県との協議は行ったのかどうか。

②大清水事業地選定の際、他の農地の埋め立てを希望する申請件数は何件あったのか。

③当該土地所有者から誓約書は取ったのか。

④当該事業を推進する際、隣接する地権者から同意書を取ったのかどうか。

⑤事業地は第三者に贈与という形で権利移動があります。贈与税は発生しているのか。

⑥当該事業の計画に市議会議員の関与はなかったかについてお伺いをいたします。

次に、政治倫理条例についてお伺いいたします。

(1) 本市が行う工事等の請負、下請、業務委託、物品の購入等を行っている法人等において、2親等以内に市長及び市議会議員が在職している法人は何件あるのか。

(2) 該当する法人のうち、平成21年度の受注件数は何件か。

(3) 市の条例は、市長の資産公開のみを規定しており、不十分であります。特に、議員の関与を防ぐために、請負契約等については2親等まで拡大し、行政の透明性を図るため厳格なる政治倫理条例を策定すべきであると思うがいかがか、お伺いいたします。

次に、3. 空き地の雑草対策についてお伺いいたします。

(1) 空き地の適正管理に関する条例の執行状況はいかがか。

(2) 八街に121番地の雑草問題の推移についてお伺いいたします。

最後に(3) 本市の条例では目的を達成するのは困難であります。代執行等ができるよう条例の改正が必要と思うがいかがかをお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、桜田秀雄議員の質問に答弁いたします。

選挙の看板については、選挙管理委員会事務局長が後から、るる答弁してくれるというようなことでございますけれども、ただ、私の名前を指されましたので、私も一部、答弁をさせていただきます。

実際、私も言われて、これは規格外だということで、本当に反省して、すぐ直しました。看板の丈だけでいいんだと思ったら脚も含むというようなことでございますので、それはちゃんと直しました。しかしながら、こういうところで、私は質問するには、自らの違反をそのまましておいて、人を中傷するなんてことは、これは私はいけないと思います。と申しま

すのは、私の名前を言いましたから、私も言いますけれども、私は別にどうのこうの言っているわけではございませんけれども、桜田議員も自分の看板の上に、もう一つ看板をかけたんですよね。あれも一体なんですか。ですから、やはり議会で言うなら、自分のことを改めて人に言うのが、これが議員の姿勢だと思います。あと、細かいことは選挙管理委員会事務局長が答弁いたします。ですから、私の名前で質問されましたので、私は答弁いたします。

次に、質問事項1. 公平公正な市政運営について答弁いたします。

(2) ①から⑥までは関連がございますので、一括して答弁をいたします。

八街市公共残土埋立事業の事業地選定基準につきましては、その策定にあたり、県との協議は行っておりません。発生土の搬出先は3件ありますが、搬入のみが2件でございます。

本事業地の埋め立てを行う際には、土地所有者から契約書を隣接土地所有者から同意書をそれぞれいただいております。

また、当該地は公益事業に使用する目的で、土地所有者から社会福祉法人に寄附されたものでありますが、贈与税は国税でございますので、詳細について市がお答えすることはできません。

なお、当該事業計画につきまして市議会議員の関与はございませんでした。

次に、質問事項2. 政治倫理条例について答弁いたします。

(1) (2) は関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

市としては、把握をしておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に(3)ですが、政治倫理条例については、最近、他団体において制定する動きが散見されるところであります。この条例の中には市長・議員の責務や遵守事項として市民全体の代表者として高い倫理性を持ち、市民から信頼を得ること、市の代表として品位・名誉を傷つけないこと、常に市全体の利益のため行動すること、許認可・請負契約等に関し、特定の個人等の利益のため、不正な取り計らいをしないこと、市長・議員の親族事業者との請負契約等の自粛などが挙げられております。

市役所と市長・議員、あるいはその親族の関係私企業との請負契約についてでございますが、市長・議員とも地方自治法において、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及び、その支配人、または主として同一の行為をする法人の取締役等になることができないとされておりますが、親族における規定はございません。

本市の契約等においては、特定の個人等に有利な取り計らいをするような口利きなど、自己の影響力を不正に行使して圧力をかけることにより、競争を妨害するような行為はありませんし、法に基づく公平公正な競争の結果として、請負業者が選定され、契約が成立することとなることから、口利き等が契約に影響を及ぼすことはありません。

このことから、現状では本市においては、政治倫理条例を制定する考えはございません。

次に、質問事項3. 空き地の雑草対策について答弁いたします。

(1) (2) (3) につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

平成21年度、空き地の管理に関する通報件数は190件ございました。

また、平成22年8月末日現在では179件でございます。

なお、通報のあった箇所につきましては、現地を調査し、土地所有者に対し、現況の写真と雑草等の除去についてのお願い文書を送付しております。

また、本人が遠方であったり、高齢のため、直接管理することができない場合、雑草刈取業者の紹介を行っております。

八街に121番地の雑草問題につきましては、平成19年度から数回にわたり通報がありましたので、雑草の除去についての文書を送付し、雑草の刈り取りを実施していただきました。

本年度におきましては6月に通報があり、文書を送付しておりますが、8月末日現在、実施していただいております。

また、代執行についての条例改正につきましては、土地所有者が不明の場合や土地所有者が高齢や病気等で管理能力がない場合に必要な規定を講じることにより、代執行は可能であります。現在のところ条例の改正は考えておりません。以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川淳一君）

それでは、質問事項1. 公平公正な市政運営について答弁いたします。

(1) ①、②、③は関連しておりますので、一括して答弁いたします。

公職選挙法第143条の規定に基づく政治活動用看板の規格ですが、看板と一体の脚の部分等も含め、縦150センチメートル、横40センチメートルを超えないものと規定されております。

ご質問の長谷川市長の看板も含め、市議会議員等の皆さんの申請に基づき設置されている政治活動用事務所看板については、現在調査中であり、すべての数については未確認ですが、脚の部分を含めると規定の規格に違反して設置されている看板も多く見られます。

また、中には、政治活動報告等掲示物を看板に取り付けてあるもの、さらに設置場所等が公職選挙法の規定を満たしていないもの等も多くなりました。

これは、設置申請の際に申請者に対する選挙管理委員会の説明が正確に伝わっておらず、申請者の理解が十分でなかったものと反省しております。

今後、設置者及び申請者に対しては、公職選挙法の規定を再度徹底するとともに、違反している看板については改修をお願いしてまいりたいと考えます。

また、ここにおられる議員の皆様についても、再度ご確認をお願いいたします。

○桜田秀雄君

では、再質問をさせていただきます。

看板については、時間があつたらやっていきたい、このように思っています。

最初に、公共残土事業問題についてお伺いをいたします。

この問題は、昨年9月の議会の一般質問で質問させていただきました。ご存じのように公共残土事業というのは、選定基準にもありますように、八街市が事業主で、公共事業から出る廃土、これを持ちまして優良農地を形成する。市が市民の税金を使って行う事業であります。

ここに、八街市農業委員会、この会議録がございすけれども、この会議録を読みますと、昨年9月18日、そして11月20日、2回にわたって農業委員会が開かれているわけですが、八街に大清水事業地問題で大変に混乱をした様子が伺いすることができます。経過をたどってみますと、事業地の土地所有者は平成18年9月22日、借金をして農地法3条に基づき、所有権を取得しております。3条による取得というのは、当然、農家経営、耕作をする、こういう目的であります。そして、平成19年10月23日から平成20年3月25日にかけて、大池の調整池からダンプ2千台の残土で農地造成が行われております。

しかしながら、優良農地を造成するという約束のもとで行われている事業の真っ最中に平成20年1月19日には、ある法人から事業許可をもとにした仮登記がされています。

また、21年6月には、事業計画について市はその相談を受け付けています。そして、9月8日に、私がこの問題を取り上げたわけですが、この農地事業については、農業委員会の方で、まだ、農地転用の申請が出ていない、そういうことでお答えのしようがない。こういう答弁でございました。ところが、翌日8日、法人から贈与ということで、農地法第5条の規定に基づく許可申請が出されております。そして、9月15日に農業委員会部会が面接調査を実施をして、部会としては許可相当ということで、総会に諮ろうと、こういうことになっています。

9月18日、第9回の農業委員会が開かれました。この総会の中では、この事業は事業ありきではないか、悪用されては困るではないか、こういう委員の皆さんの意見が出まして、結果的には賛成8人で、不許可相当という結論が出されたわけでありまして。そして意見書を付けて9月24日、県に送付をされております。

ところが、ここから八街市の農業委員会と県との間で、さまざまなやりとりが、この報告書には記載されています。最終的には、11月16日、千葉県農林水産部長より、再審査してくださいとの文書が届き、11月20日の市農業委員会で、やむなく許可相当となったと記されています。

実に複雑で、理解に苦しむわけがございすけれども、会議録の中で、いわゆる3年の縛りについて、大変に議論がありました。この事業は何らかが関係していると思うんですけども、3年という縛りについて、これを共通認識としてお持ちかどうか、この辺について、まず、お伺いをしたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

公共下水道事業に係る廃土処理につきましては、農地法上、公共事業施行に係る廃土処理とされ、農地転用許可の適応除外となっております。土地収用法第3条各号に掲げるものに関する事業のために欠くことができない廃土処理で、その市町村の行政区域内で行うものであれば、許可を要しない。これは、農地法施行規則第5条でございす。収用対象事業には、この下水道事業は含まれております。廃土処理の場合には、跡地利用について農地造成とは異なり、3年という期間の制限はございせん。

○桜田秀雄君

平成11年にこれが作成されていますけれども、これは策定の際、検討協議はされたんですか。そのときに、いわゆる3年の縛り、この問題は議題に上りましたか。

○建設部長（糸久博之君）

協議はされたというのは、県とのことでしょうか。

○桜田秀雄君

はい。

○建設部長（糸久博之君）

平成11年に作成したものは、県とは協議をしておりません。市内の関係部署と協議をしております。

○桜田秀雄君

先ほど部長の答弁の中で、これは農業法とは関係ないんだと、こういうお話がありましたけれども、私が窓口へ行きまして、この事業について耕作を3年するようにと、こういうことは言っていないのかと尋ねましたら、窓口の担当者は、それは口頭ではっきりとお伝えをしておりますと、こういう答弁をされておりますけれども、ちょっと部長との答弁とは相反するんですが、その辺いかがですか。

○下水道課長（吉田一郎君）

廃土処理の場合に、今、3年という期間の目安があると部長の方から答弁してございます。また、誓約書の方にも、そういう期限の方は入れてございませんけれども、市の方では農地造成の保護の場合においては、3年という文言が出てきますので、口頭では、そういうふうな話をしたのかと思います。

○桜田秀雄君

農業委員会の中での答弁の中では、当初は3年という縛りは、これは当然理解をしていたと、こう答弁されています。そして、この問題が起こりまして、県との協議をする中で、初めて、今、部長が言われたような内容が出てきたと。そういうことで、最終的な見解をした市は農地法とは関係ないんだと、こういう答弁がされていますけれども、これは最近わかったことですか。

○建設部長（糸久博之君）

法でございますので、最近というわけではございません。

○桜田秀雄君

農業委員会では、答弁の中で、いわゆる土地収用法の関係が出てきたと。これは、今度の議案が発生した中で、県と協議する中で県の方から言われたと、こういうふうに答弁していますよ。その辺は後でご報告願いますか。

次に、誓約書についてお尋ねいたします。

個人情報を除き、その内容全文を読んでもらえますか。

○建設部長（糸久博之君）

誓約書。平成19年9月14日、あては八街市長でございます。

このたび、下記農地を公共下水道等から発生する残土により、農地造成をいたしますが、工事完了後、農地として活用、耕作することを誓約いたします。

記としまして、1、土地の表示。2として、土地所有者、住所、氏名でございます。以上です。

○桜田秀雄君

次に、同意書についても説明願います。

○建設部長（糸久博之君）

同意書。1、土地所有者、住所、氏名。2として、関係土地の表示、土地の所在、地番、地目、面積、耕作者氏名。3として、一時転用の目的、内容は八街市の公共建設発生土埋立事業による農地造成のため。内容につきましては、上記の物件に係る一時転用については、隣接耕作者（所有者）として異議がないので、同意いたします。平成19年9月26日、市長あてでございます。

○桜田秀雄君

土地所有者は、明らかにこうした文書の中でも造成後は農地としてやりますと、こう約束をされています。現在の状況はどうなっていますか。

○建設部長（糸久博之君）

一部は施設ができておまして、あとは農地になっております。

○桜田秀雄君

市議会議員との家業の関係なんです、埋立所有者、これはN氏とします、個人情報もありますので。お住まいは、どこに住んでいるのかなと思ひまして、住宅地図をたどって調べてみました。理由はわかりませんが、名字の異なる2名が同居している、土地所有者と同居している。こういうふうになっていますが、この辺は当然確認されていると思うんですが、いかがですか。

○建設部長（糸久博之君）

関係の方までは、その辺までは関知しておりません。

○桜田秀雄君

わかりました。

それでは、次に、政治倫理条例についてお伺いをいたします。

議員の兼職兼業ですか。この問題が地方自治法第92条2に載っておりますけれども、議員は市と請負契約をする会社の役員を兼ねることはできない、このように定められています。そして、請負関係に至ったときは、法127条の規定により、職を失うものとする、このように定められています。先ほどの市長の答弁の中では、そういうことはありませんでしたと、こういう答弁でございましたけれども、入札等の際、申請書に申請人の名前が書かれます。当然、これが市議会議員の名前であれば、当然わかるわけですよ。しかし、その他の親族、私の場合2親等ということで申し上げておりますけれども、この辺は調べる必要もな

いと、調べていないという話でございましたけれども、そのとおりでよろしいのですか。

○財政課長（加藤多久美君）

議員質疑のとおり、調べる必要もございませんので、やっておりません。

○桜田秀雄君

ここに、地方自治法逐条解説と、こういう本がございます。当然、皆さんもお読みだと思わうんですが、この中で、こういうことがうたわれているんですね。確かに議員の兼業、あるいは兼業の中で請け負い、あるいは配偶者や子弟の関係、こうした条文はないと。ないけれども、読んでみますが、下請は請け負いに含まれないと解されている。しかしながら、実際には下請の形になされている場合もあるし、請負者が請け負った行為や業務内容の全部を一括して請け負うような場合も見受けられると。一括請負等の方法によって、実質上、それが元請けと異ならないような場合には、これは請け負うとみなすべきであると。このような内容になっています。

また、配偶者や子弟についても、同じような規定がございます。こういう規定が後々わかった場合には、その議員が関与をした、いわゆる予算委員会とか、そういう中で審議に加わった、加わらないは別にして、その議決された内容は違法であると、このように解されているんですね。ということは、こういうことを調べておかないで、後でわかったら、えらい騒ぎになってしまう。私はこのように思うんですが、その辺はいかがですか。

○財政課長（加藤多久美君）

今、桜田議員のご質問の内容が、ちょっと私にはよくわかりません。私も逐条解説を読んでおりますし、同じところを読んでいるのかなという気はするんですけれども、ただ、私ども入札とか、契約の所管をしている財政課でございますが、実際、私も入札に来て、議員の皆さん、市長もそうですけれども、直接代表者として出ている案件はございませんし、普通の関係上、私ども市と議員さんが代表者だということは、契約は結んでいないということでございまして、その親族関係の逐条解説については、この趣旨にはどうのこうのと書いてあるだけであって、これを本当に法律違反ということではないと、私は感じておりますけれども。

○桜田秀雄君

この地方自治法の逐条解説というのは、これは時間がありませんけれども、この地方自治法ができたときの長野士郎さん、当時の事務次官だと思わうんですが、この方が、まず最初に仲間と一緒に作られたと、そういうふうに理解しております。それ以降、何回かの改正をしておりますけれども、要するに条文にはないけれども、実態がそういう場合も見受けられると、あるんだと。それについては、やはりこの法に照らし合わせてやるべきではないかと、そういうふうな、私は理解をしているんですよ。そういうことが、先ほど市長は調べていないと言われましたけれども、これが何カ月か後に、実はあの議員さんは、その会社の役員をしていたと、こういうことが発覚した場合には、さかのぼって議決された議案は法律に違反をすると、こういうふうに述べられているんですよ。ですから、重要な課題であると。そう

+

した意味で、ぜひとも、その辺はどういう形でお調べなのか、わかりませんが、やはりきちっとしておかないと、後で大きな問題になってしまうんじゃないかなと、こういうふうに飛語するわけで、そういうことで質問をさせていただきました。

それから、こうしたことで、例えば政治家の皆さん、私も含めてでございますけれども、最初はやはり市民のために、あるいは市政のために働きたいと、そういう高い志を持って市長なり、あるいは議員になっていると思うんですね。公共残土の先ほどの事例もありますけれども、また、この議員の兼職兼業、これについても、そうした市の事業に基づいて、後でいわゆる議員が連想されたり、不透明感が市民の皆さんの前に残れば、やはりこれは市政に対する信頼が大きく揺らぐわけでございます。

そうした意味で、これは1つの例でございますけれども、ある市で、兄弟が大変車が好きだと、こういうことで、車の販売会社をやっておりましたと。お兄さんの方は市長になったんですけれども、たまたま市長になった直後に市で大型バスを購入すると、こういう事業が持ち上がりました。当然、弟さんの方は、所定の手続を経て、この事業を落札したわけでございますけれども、当然、今の議論からすれば、これは法的には問題ないわけですよ。しかし、やはりこれが議会で問題になってしまったと。その中で、市長は確かに法律上は問題ないと、そう認識しておりますけれども、やはり市政というのは、市民の信頼の上に成り立つものですから、そういう声が市民の中にあるのであれば、弟ですから、この事業から辞退するようにと、このように話させてもらいますと、このように答弁するんですね。

そういう関係者が積極的に、自発的に、そういうのを辞退をすると、こういうことになれば、政治倫理条例もいらないわけです、本当は。そうした意味で、そうした自発的なあれがないのであれば、やはり政治倫理条例という厳しい条例を作って、市民の皆さんから信頼される市政運営をやっていく必要があると、こういう観点で質問をさせていただきました。

それから、3項目めの雑草の問題ですが、八街でも結構こういう事例はあると思うんですが、先ほど市長は条例の改正はしていないと、このように申されました。八街の条例、市民の皆さんとの関係する条例、たくさんあるんですけれども、どうも八街市の条例というのは、いわゆる精神条例に陥っていると、このように私は思うんですね。これは、長谷川市長がよく言う、自分の健康は自分で守れと、こういう精神訓話をよくされますけれども、それが何かこういう条例にも活かされていると、こういうふうな思いをしているんですね。この雑草問題の空き地の適正管理に関する条例についても、この問題を解決するための条文というのはないんですね。最後は命令止まり。命令をしても聞かなければ、後はどうしても打つ手がないと、こういう条例でございますよね。

例えば佐倉市では、市の命令を聞かなければ、それは公表して市民の皆さんに明らかにすると、こういう条例になっています。

また、お隣の富里市では、いわゆる代執行権を明記されております。こういうことをやらないと、いわゆる条例に命を吹き込まないと、条例は生きてこない、私はこのように思うんですね。精神条例で解決できれば、何の条例もいりません。そうした意味で、ぜひとも代執

行等、問題が解決できるような条例にしていだきたい、このようにお願いをしておきます。

大変はしょって、言いたいことの10分の1も言えませんが、先ほど冒頭で市長の方から政治用看板についてのお話がありました。確かに選管の方からも、市長が言われるようにご指摘がありました。これは、私は見解の相違だと思うんですね。例えば、選挙管理委員会にお尋ねいたします。私の政治用活動看板、このサイズは幾らだったですか。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川淳一君）

正確な数字は計測しておりませんが、桜田議員の看板につきましては、先ほども答弁いたしましたように、看板の上部に掲示物を掲載用の板といいますか、それをビス止めに取り付けてあると、それは明らかに、それを入れますと150センチは超えるというような確認はしております。

○桜田秀雄君

私の看板は40センチ掛ける150センチでございます。この看板を柱を立てまして、その上にもともと私の八街の声という、この掲示板が貼ってございました。その柱に、いわゆる、この後援会の看板、これを立てかけまして、針金で縛らせてもらいました。たまたま、補強する意味で、その柱にボルトを1本打ったと、こういうことございまして、選管の見解としては、ボルトを打ってあるから、これは一体であると、このように見解がありました。これは、あくまでも、私は見解の相違だと、このように考えておりますが、市長、笑いごとじゃありませんよ。市長は、これまで、こういう話は再質問ないと、私はしないと思っていたんですけども、いろんな事案がございましたので。市長、確かに言うこともはっきり言われる市長です。同時にやることもきちっとやられる。こういうことで、私がこの質問を通告した直後に早速是正されました。すばらしいなど、こういうふうに思ったんですけども、市長が反論されてきましたので、私も当然言わざるを得ません。市長、あなたは政治活動36年です。議会を含めて5期、市長が4期、36年間政治の場にいたわけでございますけれども、後援会用の看板、政治用の看板というのは、政治家の顔ではないですか。それを36年間も見過ごしてきた。市民の皆さんの前に違法な看板をさらけ出してきた。（時間切れ）

○議長（北村新司君）

以上で、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問はすべて終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

9月10日から12日は、議事都合及び休日のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

9月10日から12日は、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

+

本日の会議はこれで終了します。

13日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時18分)

+

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件

+

+

+

+

+